

産業廃棄物処理における  
マニフェスト分類の実態と  
施設設置手続き長期化に関する研究

2016年3月

北海道大学大学院  
工学研究院環境創生工学部門  
廃棄物処分工学研究室

# 目次

第1章 序章	3
1.1 廃棄物処理法の変遷	3
1.2 産業廃棄物の管理制度	5
1.3 産業廃棄物処理業者が抱える問題	6
1.4 研究の目的	8
第2章 マニフェスト分類の問題点	10
2.1 分析対象データの内容	10
2.1.1 データの構成	10
2.1.2 廃棄物の分類	12
2.1.3 処分方法の分類	13
2.2 廃棄物分類方法の比較	13
2.3 分析方法と結果	16
2.3.1 廃棄物ごとの処理状況	17
2.3.2 焼却処理	22
第3章 施設設置手続きの長期化	24
3.1 施設設置手続きの現状	24
3.2 調査方法	27
3.3 都道府県ごとに定める規定内容	28
3.3.1 対象施設	28
3.3.2 手続きの内容	29
3.3.3 同意及び住民説明会	31
3.4 アンケートによる実例調査	35
3.4.1 アンケート回答施設	35
3.4.2 手続きの内容と期間	36
3.4.3 長期化の要因	40
3.4.4 手続きにおいて苦労した点	45
第4章 結論	47
巻末付録	49

## 第1章 序章

### 1.1 廃棄物処理法の変遷

我が国では、廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」とする。）に従って廃棄物を処理している。表 1-1 に法の制定と主要な改正内容を示す。本論文と関係する内容を網かけとした。

表 1-1 廃棄物処理法の制定・改正の内容

制定・改正	主要な改正内容
(1)1970年 制定	一般廃棄物と産業廃棄物を分け、処理体系の整備 一般廃棄物の処理責任を市町村、産業廃棄物の処理責任を排出事業者と明確化 収集運搬・処分に関する基準、維持管理基準の設定 廃棄物処理業の許可制、廃棄物処理施設の届出制の導入による、指導・監視等の規制整備
(2)1991年 改正	法律の目的に廃棄物の排出抑制、廃棄物の分別・再生を位置付け 事業者、国民の責務の強化 特別管理廃棄物制度の導入 廃棄物処理業者や廃棄物処理施設等についての規制強化 廃棄物処理センター制度の創設 不法投棄等の不適正処理に対し、罰則の強化
(3)1997年 改正	一定の廃棄物の再生利用について厚生大臣の認定を受ければ処理業や施設設置の許可が不要となる特例制度の創設 廃棄物処理施設設置許可に係る手続きの明確化 廃棄物処理施設の維持管理状況の記録・閲覧制度、最終処分場の維持管理積立金制度の創設 処理業の規制強化 マニフェスト制度の変更 知事による生活環境保全上の支障の除去等の措置の実施 事業者の寄付による基金を設け、知事による支障の除去等の措置に協力する産業廃棄物適正処理推進センターの創設 不法投棄に対する罰則の大幅な強化
(4)2000年 改正	国が基本方針を策定し、これに則して都道府県が廃棄物処理計画を策定 廃棄物処理センターの実施者は、従来公益法人に限定されていたが、国または都道府県が出資、拠出する株式会社などの法人等まで拡大 処理業の欠格要件の追加 施設設置に係る許可要件の追加 廃棄物処理施設譲り受けの許可制度の設置 マニフェスト制度の見直し 虚偽のマニフェストの交付の禁止 廃棄物の野焼き禁止 罰則の強化
(5)2005年 改正	産業廃棄物関係事務等に係る事務分担の見直し 産業廃棄物管理票制度違反に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置の導入 産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対する5年間の産業廃棄物管理票保存の義務付け 最終処分場の維持管理積立金制度の対象の拡大 不正の手段により許可を受けた者の取消事由への追加 欠格要件に該当するに至った者についての届出義務付け 無許可営業罪等に係る法人重課規定の創設、廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪の創設等の罰則の強化 補助金制度の見直しに伴う規定の整備

■ 本論文に関係する項目

#### (1)1970年制定<sup>1)</sup>

廃棄物の処理は、従来清掃法により汚物の処理として実施されてきたが、経済成長等に伴う廃棄物の量的増大と質的变化を受け、1970年同法を全面改正し、廃棄物処理法が制定された。この時、一般廃棄物と産業廃棄物を分け、処理体系の整備、処理責任の明確化、処理及び維持管理基

準の設定を行った。また、廃棄物処理業を許可制、処理施設の設置を届出制とした。

## (2) 1991 年改正<sup>2)</sup>

経済規模の拡大、大量生産、大量消費等の利便性を求める消費者欲求の高まり、産業構造の高度化等を背景として、廃棄物の排出量の増大、質の多様化が一層進んだ。その結果、最終処分場等廃棄物処理施設の確保難、香川県の豊島に代表される産業廃棄物不法投棄等が社会問題化し、これらの問題に対応して 1991 年に法が改正された。

「特別管理廃棄物制度の導入」と共に、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」とする。）制度が導入された。規制強化では、処理業の許可を更新制とし、委託基準に書面での委託契約を締結しなければならないこととした。また、廃棄物の処理施設の設置に関しては、信頼性、安全性の高い施設の設置が円滑に行なわれるようにするため、従来の届出制を改め許可制とし、使用前検査を義務付けた。

## (3) 1997 年改正<sup>3)</sup>

1991 年の改正後も不法投棄等の不適正処理が後を絶たず、実効性のある対策が必要とされた。また、住民の環境意識の高まりや環境負荷増大のおそれに対する不安の下で、廃棄物処理施設をめぐる地域紛争が多発した。ダイオキシン問題も注目されるようになり、施設の確保難が一層深刻化した。こうした背景のもと、1997 年に法改正が行われた。

「廃棄物処理施設設置許可に係る手続きの明確化」のために、処理施設設置許可の手続きの中で、生活環境影響調査（後述）の実施、申請書等の告示及び縦覧、関係住民・市町村長の意見聴取、専門家の意見聴取を行うことを定めた。「マニフェスト制度の変更」として、マニフェスト制度の適用範囲を全ての産業廃棄物に拡大した。また、この時電子マニフェスト制度が導入された。

## (4) 2000 年改正<sup>4)</sup>

悪質な不法投棄等の不適正処理が横行し、適正に処理するために必要な施設の整備が進まないことから、適正な処理体制を整備するため、2000 年に法改正が行なわれた。

「施設設置に係る許可要件の追加」として、施設設置の許可要件に、施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること、継続して行うに足りる経理的基礎を有することが追加した。また、都道府県知事は、施設の過度な集中による大気環境基準確保が困難になると認めるときは、設置を許可しないことができることとした。「マニフェスト制度の見直し」として、従来中間処理の終了までを確認する仕組みであったマニフェスト制度の範囲を、最終処分終了にまで広げた。

## (5) 2005 年改正<sup>5) 6)</sup>

大規模な不法投棄、無確認輸出等廃棄物、そしてマニフェストの不正行為が多くみられる等、不適正な処理に対する対応を強化するため、2005 年に法改正が行われた。

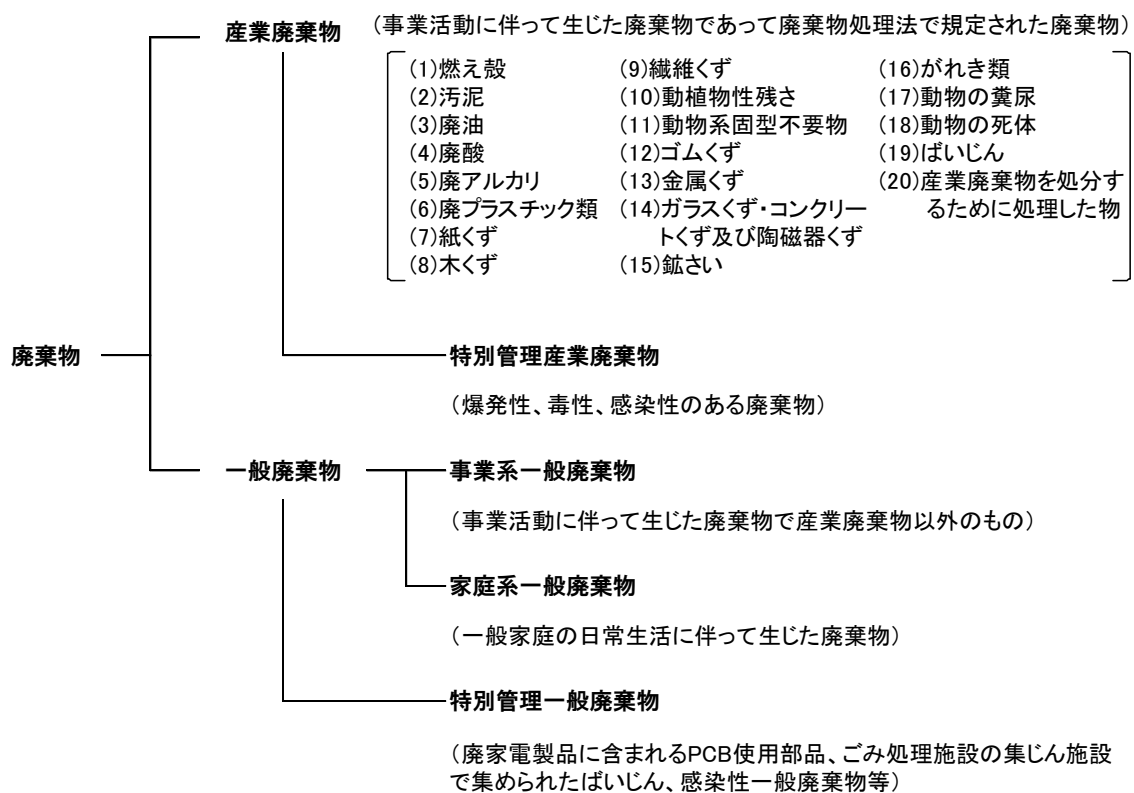
「産業廃棄物事務関係事務等に係る事務分担の見直し」として、従来廃棄物処理に関する事務作業を行う主体を、「都道府県及び保健所設置市」としていたのを改め、「都道府県及び政令市」とした。廃棄物処理法における政令市とは、地方自治法における指定都市、同中核市及び、呉市、大牟田市、佐世保市である。

## 1.2 産業廃棄物の管理制度

### (1) 廃棄物の分類

廃棄物処理法において、廃棄物は図 1-1 のように産業廃棄物と一般廃棄物に分けられ、それぞれに爆発性、毒性、感染性その他人の健康や生活環境に被害を及ぼす恐れのあるものとして特別管理廃棄物がある。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、廃棄物処理法で規定されている図中(1)燃え殻、(2)汚泥、(3)廃油、(4)廃プラスチック類等の 20 種類の廃棄物となっている。これに対し一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物とされており、事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物と一般家庭の日常生活から生じる家庭系一般廃棄物に分けられる。

事業活動にともなって排出される廃棄物の内、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固型不要物、動物の糞尿、動物の死体は、特定の事業活動に伴って排出された物のみを産業廃棄物とし、それ以外を事業系一般廃棄物として管理している。



「日本産業廃棄物処理振興センターホームページ：産廃知識」の図に加筆

(<http://www.jwnet.or.jp/waste/knowledge/bunrui.html>)

図 1-1 廃棄物の分類

### (2) 廃棄物処理業許可制度

産業廃棄物の収集又は運搬、もしくは処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する都道府県知事等の許可が必要となる。許可には、収集運搬業と処分業の二種類がある。収集運搬業の許可は、廃棄物の積み込み場所と積み下ろし場所の両方において必要となる。

収集運搬業の許可証には、事業の範囲、積替え保管に関する事項（所在地、面積、保管上限、積み上げ高さ、廃棄物の種類）が記載され、事業の範囲とは、取り扱う廃棄物の種類及び、積替え又は保管の有無を意味する。

処分業の許可証には、事業の範囲及び事業の用に供する施設が記載されている。処分業における事業の範囲とは、処理方法と廃棄物である。表 1-2 に事業の範囲の例を示す。(1)脱水では「ア汚泥」、(2)焼却では、「ア 汚泥、イ 廃油、ウ 廃酸」のように、処理方法ごとに対象となる廃棄物の種類が決まっている。処理方法や廃棄物の種類は、(6)破碎（廃蛍光灯管に限る）のように、対象を限定する場合もある。

表 1-2 処分業許可における事業の範囲の例

処理方法	対象とする廃棄物		
(1)脱水	ア 汚泥		
(2)乾燥	ア 汚泥		
(3)焼却	ア 汚泥	オ 廃プラスチック類	ケ 動植物性残さ
	イ 廃油	カ 紙くず	コ ゴムくず
	ウ 廃酸	キ 木くず	サ 動物のふん尿
	エ 廃アルカリ	ク 繊維くず	シ 動物の死体
(4)油水分離	ア 廃油		
(5)中和	ア 廃酸	イ 廃アルカリ	
(6)破碎 (廃蛍光灯管に限る)	ア 金属くず	イ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
(7)埋立	ア 燃え殻	キ 動植物性残さ	シ がれき類
	イ 汚泥	ク ゴムくず	ス 動物のふん尿
	ウ 廃プラスチック類	ケ 金属くず	セ 動物の死体
	エ 紙くず	コ 鉱さい	ソ ばいじん
	オ 木くず	サ ガラスくず、コンクリート	
	カ 繊維くず	くず及び陶磁器くず	

### (3) マニフェスト制度<sup>7)</sup>

マニフェスト制度とは、産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任の明確化と、不法投棄の未然防止を目的として 1991 年に導入された制度である。産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任で適正に処理することになっているが、その処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物の名称、運搬業者、処分業者、取り扱い上の注意事項などを記載したマニフェストを交付し、廃棄物と一緒に流通させることにより、産業廃棄物の正確な情報を伝えるとともに、委託した産業廃棄物が適正に処理されていることを把握することができる。処理業者は、委託された廃棄物の処理が終了する度に、排出事業者への報告が義務付けられている。

## 1.3 産業廃棄物処理業者が抱える問題

廃棄物処理法の度重なる改正を経て、産業廃棄物の適正な処理体制の整備が図られてきた。しかし、現場の処理業者は様々な問題を抱えており、産業廃棄物処理業者から成る団体である産業廃棄物処理業経営塾 OB 会（以下「OB 会」とする）では、現状の問題をまとめ、ホームページ<sup>8)</sup>にて公開している。図 1-1 に排出事業者、処理業者、都道府県知事等の関係と OB 会にて議論されている問題を示す。

### (1) 廃棄物種類の判断

産業廃棄物は 20 種類に分類し、適正な管理を図っている。しかし、廃棄物の区分には曖昧さがあるため、マニフェストの廃棄物分類が自治体によって、あるいは担当者によって、異なる場合

があり、処理の障害となっている。

## (2)排出事業者の理解

排出事業者の中には、マニフェストの代行等の不法行為を要求してくる者や、廃棄物処理法の管理から逃れるため、廃棄物であっても有価での買取を要求してくる者がおり、不当な要求に処理業者は苦勞している。

## (3)処理業許可における選別の扱い

中間処理を行う際の前段階として選別を行うことは、資源化の促進や安全性の向上に対し効果的である。しかし、処理の区分において「中間処理」とは元々焼却により減量し、焼却灰を埋め立てることであったため、資源化のための「選別」を中間処理に含めるかどうかの判断が自治体により異なる。

選別を中間処理に含めないとした場合、破碎処理を行う前に選別し、それらを他の業者が処理しようとする、再委託に該当する。廃棄物処理法において、処理の再委託は責任の所在を不明確にし、不適正処理を誘発するおそれがあるため禁止されている。このため、破碎処理後に選別しなければならず、資源化が阻害される。

## (4)搬入物による事故

委託契約の内容と搬入物が異なる場合がある。予期しない廃棄物の混入により、処理時の事故や、処理施設の故障等につながることもある。また、処理業者の持つ許可の範囲外の廃棄物が搬入された場合には、法的に処理をすることができない。

## (5)適正価格

廃棄物処理業は設備産業であり、求められる設備は高価である。廃棄物処理の目的が、適正処理から3Rやエネルギー化と変化していく中で、求められる設備もより高価なものとなっている。しかし、排出事業者からの値下げ要求は厳しくなる一方となっており、無条件な価格要求が後を絶たない。適正な利益を確保できなければ、事業を継続することが難しくなる。

## (6)流入規制にかかる事前協議

廃棄物の処理施設の設置が困難なことから、産業廃棄物の処理は広域に渡る。しかし、各自治体は不法投棄対策や自区内の生活環境の保全を目的に、事前協議等の手続きを定め、域外からの廃棄物の流入を規制している。これらの手続きに時間を要することで委託契約が煩雑となることや、規制により遠隔地で処分しなくてはならない場合には、排出事業者の負担するコストが増えるといった問題があり、適正な処理を阻害している。

## (7)施設設置許可手続きの長期化

産業廃棄物処理施設の設置手続きに要する時間が長期化することが、適正な処理を進める上で重大な障害となっている。計画から建設まで数年を要することは珍しくなく、長期化することにより、手続きにかかる費用が増加すること、設置時期に最新設備を導入することができないこと、ビジネスチャンスを逃すこと、などの悪影響が指摘されている。

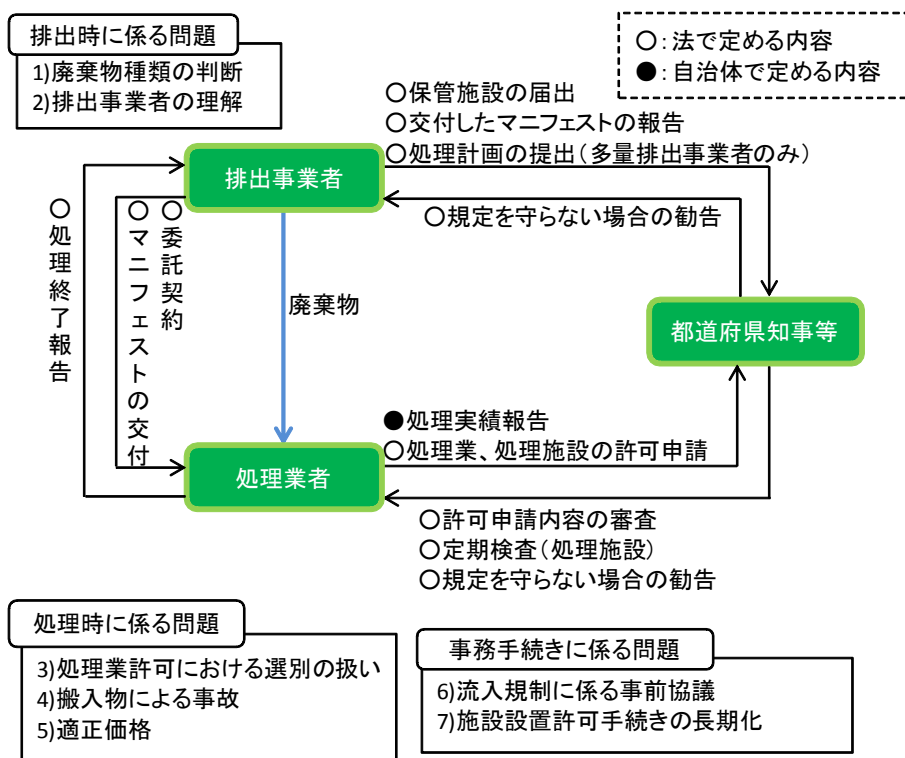


図 1-2 産業廃棄物処理における問題

## 1.4 研究の目的

本研究では OB 会が掲げる問題の中から、上記 1) 廃棄物種類の判断、7) 施設設置許可手続きの長期化を、特に重要であると考え、研究の対象とした。

### (1) マニフェスト分類の問題点

産業廃棄物は法で定める 20 種類に分類され、マニフェスト制度によって廃棄物を追跡し、適正な管理を図っている。しかし OB 会が問題にしているように、多種多様な廃棄物を 20 種類に当てはめるため分類にはあいまいさがあり、マニフェスト利用の際、分類が自治体や担当者によって異なることが少なくない。1.3(2)にて前述した通り、処理業の許可は扱う廃棄物の分類が予め定められているため、分類の判断が処理の際に障害となる場合がある。2 つの例を示す。

廃活性炭は、自治体により「燃え殻」、「ばいじん」、「汚泥」と判断が異なる場合がある。処理方法としては、焼却処理が望ましいとされているが、燃え殻やばいじんと分類した場合には、一般の焼却施設では許可を持たない場合が多く、焼却処理を行えない。レンガ・瓦・スレート材は自治体間をまたがって処理を行う際に、発生地点では「がれき類」、処理先では「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」と判断され、必要となる許可が異なることから処理の障害となる。

以上のことは確かに現状の問題であるが、廃棄物処理において最も重視すべきことは、最終的にどのように処理され、それが適正かどうかことである。そこで本研究では、マニフェスト分類にはどのような廃棄物があるのか、それらがどのように処理されているかを調査し、処理を中心とした廃棄物管理の方法を提案することを目的とした。



## (2)施設設置手続きの長期化

施設設置手続きが長期化することは、処理業者への大きな負担となっている。施設を設置する際には廃棄物処理法で定められた手続きを行う必要があるが、法手続きの前に、都道府県、政令市は独自に「事前手続き」と呼ばれる手続きを定めており、これが長期化の要因となっている。そこで、本研究では、事前手続きの現状を明らかにすることを目的とした。

### 参考文献

- 1)田中信壽編, 「廃棄物工学の基礎知識」, 技報堂出版, p20, 2003
- 2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について(平 4.8.13 衛環 232 号)
- 3)廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について(平 9.12.17 厚生省生衛 1112 号)
- 4)廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について(平 12.9.28 生衛発 1469 号)
- 5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について(平 17.9.30 環廃対発 050930004 号・環廃産発 050930005 号)
- 6)廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について(平 18.3.15 環廃対発 060315001 号・環廃産発 060315001 号)
- 7)公益財団法人日本産業廃棄物処理センターホームページ :  
〈<http://www.jwnet.or.jp/waste/knowledge/manifest.html>〉, (2016 年 2 月 22 日閲覧)
- 8)産業廃棄物処理業経営塾 OB 会 : 〈[http://www.sanpainet.or.jp/service/service08\\_6.html](http://www.sanpainet.or.jp/service/service08_6.html)〉,  
(2016 年 2 月 19 日閲覧)

## 第2章 マニフェスト分類の問題点

処理現場での分類と処理，廃棄物の内容等の現状を把握するため，収集運搬，中間処理，最終処分を行っている札幌市の産業廃棄物処理業者である K 社のデータを分析した。「平成 23 年度産業廃棄物処理実績報告」の際に集計したもので，札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第 39 条によって，毎年 6 月 30 日までに前年の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間における産業廃棄物収集運搬又は処分の実績を市長に報告しなくてはならないことから，作成されたものである。

### 2.1 分析対象データの内容

#### 2.1.1 データの構成

表 2-1 に分析対象としたデータの内容と，3 件の例を示す。データには 134 項目からなるマニフェスト一件ごとの内容が合計 48261 件含まれている。分析は，以下の項目（表 2-1 網掛け部分）を用いた。

##### ①排出事業者に関する項目

【11. 排出事業者名】は排出した事業者の名称である。K 社が中間処理した残渣，分析業務，清掃業務から発生した廃棄物は，K 社が排出事業者となっている。【13. 排出事業場名】は，廃棄物が排出された事業場の名称である。

##### ②廃棄物の種類に関する項目

【75. 産業廃棄物種類コード】，【76. 産業廃棄物種類】は，マニフェストに記載する廃棄物の区分と対応するコードである。【27. マニフェスト名称 1】はマニフェスト区分よりも細かい廃棄物の固有名称（例：廃液，浄水場発生汚泥，グリストラップ等）であり，【30. マニ有害物質等 1】六価クロム，水銀，感染性等の有害物質の情報が記載されている。【77. 報告書記載名称】とは，札幌市への報告に用いる区分であり，市はこの分類で廃棄物ごとの数量をまとめている。

##### ③廃棄物量に関する項目

【21. マニフェスト数量】はマニフェストに記載された廃棄物の数量であり，t，kg，m<sup>3</sup>など，単位が異なっている。これを，（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが公表している換算係数<sup>1)</sup>を用いて重量[t]としたものが，【78. 実績報告換算数量】である。

##### ④中間処理方法に関する項目

【33. 処分方法名】は処理方法であり，【32. 処分方法コード】は K 社が管理のため付与している処分方法の区分である。【43. 処分業者名】は，大部分は K 社であるが，K 社以外の処分業者となっているものもある。

表 2-1 産業廃棄物処理実績報告集計データの記載項目

1	システム区分	1	1	1
2	マニフェスト番号			
3	マニ交付年月日			
4	マニフェスト整理番号			
5	マニフェスト交付者所属			
6	マニフェスト交付者名			
7	マニ事前協議1			
8	マニ事前協議2			
9	排出事業者区分	自己排出以外	K社自己排出	自己排出以外
10	排出事業者コード			
11	排出事業者名			
12	排出事業場コード			
13	排出事業場名			
14	排出事業場カナ			
15	排出事業場郵便番号			
16	市内・市外	市内	市内	市内
17	排出事業場所在地1			
18	排出事業場所在地2			
19	排出事業場電話番号			
20	マニフェスト種類	1	1	1
21	マニフェスト数量	400	10	42
22	マニフェスト単位	t	kg	m3
23	マニフェスト形状			
24	マニフェスト荷姿	ドラム缶		
25	マニフェスト個数	0	0	0
26	マニフェスト荷姿単位			
27	マニ廃棄物名称1	廃液	ガラスくず	浄水場発生汚泥
28	マニ廃棄物名称2			
29	マニ廃棄物名称3			
30	マニ有害物質等1		六価クロム	
31	マニ有害物質等2			
32	処分方法コード	4	8	20
33	処分方法名	焼却	破碎	天日乾燥
34	マニフェスト備考1			
中略				
42	処分業者コード	1	10	24
43	処分業者名	K社		
44	中間処理業者区分	K社処理受託分	K社以外の中間処理業者	K社以外の中間処理業者
45	処分事業場コード	1	1	2
46	処分事業場名			
中略				
74	産廃・特管	通常産廃	通常産廃	通常産廃
75	産業廃棄物種類コード	30000	130000	20000
76	産業廃棄物種類	廃油	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	汚泥
77	報告書記載名称	廃油	ガラ陶	上水汚泥
78	実績報告換算数量	0.36	0.01	46.2
79	単位	t	t	t
80	マニフェスト種類_数量	400	10	42
中略				
132	マニ最終処分終了日付	20110920	20120217	0
133	種類別処分方法コード	4	8	20
134	種類別処分方法	焼却	破碎	天日乾燥

■ 分析に使用した項目 ■ 個人又は企業を特定出来る情報

### 2.1.2 廃棄物の分類

表 2-2(a)にマニフェストに記載する分類項目を示す。項目は普通産廃 32 項目，特管産廃 10 項目の合計 42 項目となっている。コードに 140000，160000 のように抜けている番号があるのは該当する廃棄物を扱わなかったためである。マニフェスト区分に加え 30001 廃クーラント，30002 廃不凍液のように K 社が独自に細かく分類している項目がある。また，マニフェスト用紙の項目にはない 200000 混合廃棄物，212500 冷蔵庫，213100 蛍光灯，218000 廃電池類等が分けられている。

後に使用するため，表 2-2(a)の分類を単純化した。廃油を例にとると，30000 廃油，30001 廃クーラント，30002 廃不凍液，30003 廃エレメントを 3 廃油のように下 4 桁を切り捨て統合し，5，6 桁のコードを 1，2 桁とした。同様に他の廃棄物も単純化した結果が表 2-2(b)である。

表 2-2 マニフェスト分類項目

(a)K 社のマニフェスト分類

(b)単純化した分類

分類コード	廃棄物の分類		分類コード	廃棄物の分類
10000	燃え殻	統合	1	燃え殻
20000	汚泥		2	汚泥
30000	廃油		3	廃油
30001	廃クーラント		4	廃酸
30002	廃不凍液		5	廃アルカリ
30003	廃エレメント		6	廃プラスチック類
40000	廃酸		7	紙くず
50000	廃アルカリ		8	木くず
60000	廃プラスチック類		9	繊維くず
60001	発泡スチロール		10	動植物性残さ
61000	医療系産業廃棄物	11	ゴムくず	
70000	紙くず	12	金属くず	
80000	木くず	13	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
90000	繊維くず	15	がれき類	
100000	動植物性残さ	18	ばいじん	
110000	ゴムくず	20	混合廃棄物	
120000	金属くず	21	廃電気機械器具	
130000	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	70	引火性廃油	
130001	水銀灯	71	強酸	
130002	ナトリウム灯	72	強アルカリ	
131500	グラスウール	73	感染性廃棄物	
132100	コンクリートくず	74	特定有害	
132200	石膏ボード			
150000	がれき類			
180000	ばいじん			
200000	混合廃棄物			
203000	混合廃棄物(安定型のみ)			
204000	混合廃棄物(管理型含む)			
212500	冷蔵庫			
213100	蛍光灯			
218000	廃電池類			
218200	乾電池			
700000	引火性廃油			
710000	強酸			
710001	廃バッテリー			
711000	強酸(有害)			
720000	強アルカリ			
721000	強アルカリ(有害)			
730000	感染性廃棄物			
742500	廃油(有害)			
742600	汚泥(有害)			
742700	廃酸(有害)			

### 2.1.3 処分方法の分類

表 2-3 に処理方法 (2.1.1 ①の【33】) の項目を示す。コードは K 社が独自に付与しているものである。この分類では処理方法を 23 種類に分類している。19 番が抜けているのはコードに該当する処理を平成 23 年度に扱わなかったためである。また、16, 17 番は共に堆肥化となっているため、以後 2 つをまとめて 16. 堆肥化として扱う。処理方法には 1 脱水 2 乾燥のように単一の処理方法であるものと 15 破碎・圧縮のように処理方法が組み合わせられているものがある。また、埋立を 9 管理型埋立, 10 安定型埋立に分類している。23 エコ積保とは K 社の有する中間処理施設での積替え保管を表している。

表 2-3 処理方法の分類

コード	処分方法	コード	処分方法	コード	処分方法
1	脱水	9	管理型埋立	17	堆肥化
2	乾燥	10	安定型埋立	18	再生利用
3	コンクリート固化	11	焙焼	20	天日乾燥
4	焼却	12	改質	21	還元中和
5	油水分離	13	造粒固化	22	熔融・固化
6	中和	14	洗浄	23	エコ積保
7	選別	15	破碎・圧縮		
8	破碎	16	堆肥化		

## 2.2 廃棄物分類方法の比較

マニフェストの分類に対して、札幌市では処理実績報告の際の分類を別に定めており、また K 社ではさらに独自の分類を設けている。そこで、分類方法の違いを把握するため産業廃棄物分類方法の比較を行った。特別管理廃棄物については大きな差がなかったため、ここでは除き、いわゆる普通産廃のみである。

### (1) マニフェスト、札幌市への報告、K 社独自の分類

表 2-4 にマニフェスト分類、札幌市のホームページ<sup>2)</sup> より入手した札幌市への報告分類及び K 社独自の分類を示す。それぞれ簡単にするため、頭文字をとって M, S, K とする。

まずこの 3 者間で最も異なる点は、汚泥の分類である。M では単に「汚泥」だが、S ではそれを下水汚泥、上水汚泥、建設汚泥、その他汚泥に分け、K はその他汚泥を (焼却), (無機) … のように、特性や処理によって細かく分類している。

M と較べると、S では 13 号廃棄物、動物系固型不要物はなく、代わりに石膏ボード、建廃、廃家電品の分類がある。K は廃油を廃クーラント、廃不凍液、廃エレメントに、廃プラスチックを発泡スチロールと医療系産業廃棄物、などのように、製品や処理によって細かく分類している。

以上のように、産業廃棄物は、法律上の分類 20 種類に分類されているが、自治体が管理する際の分類 (S)、処理現場での分類 (K) では、排出源、特性、処理、製品等によって更に細かく分類されており、実際に廃棄物を管理する際に法律上の分類 (M) は役に立っていない場合がある。

### (2) 紙マニフェストと電子マニフェスト

マニフェストは紙媒体のものほか、電子版のものがある。以下、紙 M, 電 M と略すが、後者の分類はより詳細となっており、両者の比較を表 2-5 に示す。電子マニフェストの項目は公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター<sup>1)</sup> より入手したものを使用した。

表中の網掛け部分は紙Mにはない細項目であり、分類数は紙Mの20種に対して、電Mは106種類となっている。燃え殻を例にとると、0100000 燃え殻を 0110000 焼却灰、0120000 廃カーボン・活性炭に分類し、更に焼却灰を 0111000 石炭灰、0112000 廃棄物の焼却灰に分類している階層構造となっている。また表の下の混合廃棄物、廃自動車、廃電池などは、電Mのみにある分類である。

紙Mと電Mは、共にマニフェスト制度を運用するための分類であるが、その内容は大きく異なる。電Mの分類は細かなものとなっているが、廃棄物をただ細かく分類することに意味はなく、分類は、その後の管理を容易にするためのものであるべきである。そのためには、廃棄物の名称や製品ではなく、特性に注目する必要がある。

表 2-4 紙マニフェスト分類，札幌市への報告分類，K社独自の分類の比較

マニフェスト分類(M)	札幌市への報告分類(S)	K社独自の分類(K)
燃え殻 汚泥	燃え殻 下水汚泥 上水汚泥 建設汚泥 その他汚泥	その他汚泥(焼却) その他汚泥(無機) その他汚泥(有機) その他汚泥(油泥) その他汚泥(管理型行き運搬のみ) その他汚泥(無機油分含)
廃油	廃油	廃クーラント 廃不凍液 廃エレメント
廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類	廃酸 廃アルカリ 廃プラ	発泡スチロール 医療系産業廃棄物
紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず	紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラ陶  石膏ボード	水銀灯 ナトリウム灯 グラスウール コンクリートくず
鋳さい がれき類 家畜ふん尿 家畜の死体 ばいじん 13号廃棄物	鋳さい がれき類 動物のふん尿 動物の死体 ばいじん	
動物系固型不要物	建廃 廃家電品	混合廃棄物(安定型のみ) 混合廃棄物(管理型含む) 冷蔵庫 蛍光灯 乾電池

表 2-5 紙マニフェストと電子マニフェストの分類方法比較

紙マニフェスト分類	電子マニフェスト分類		
	大分類	中分類	小分類
10000 燃え殻	0100000 燃え殻	0110000 焼却灰 0120000 廃カーボン・活性炭	0110000 石炭灰 0112000 廃棄物の焼却灰
20000 汚泥	0200000 汚泥(泥状のもの)	0210000 有機性汚泥 0220000 無機汚泥	0210000 下水汚泥 0221000 建設汚泥(残土を除く) 0222000 浄水汚泥
30000 廃油	0030000 廃油	0310000 一般廃油 0320000 廃溶剤 0330000 固形油 0340000 油でい	0310000 鉱物性油 0312000 動植物性油
40000 廃酸 50000 廃アルカリ 60000 廃プラスチック類	0400000 廃酸 0500000 廃アルカリ 0600000 廃プラスチック類		0401000 写真定着廃液 0501000 写真現像廃液 0601000 廃タイヤ 0602000 自動車用プラスチックナンバー 0603000 廃農業用ビニール 0604000 プラスチック製廃容器包装 0605000 発泡スチロール 0606000 発泡ウレタン 0607000 発泡ポリスチレン 0608000 塩化ビニル製建設資材
70000 紙くず 80000 木くず 90000 繊維くず 100000 動植物性残さ 4000000 動物系固形不要物 1100000 ゴムくず 1200000 金属くず	0700000 紙くず 0800000 木くず 0900000 繊維くず(天然繊維くず) 1000000 動植物性残渣 4000000 動物系固形不要物 1100000 ゴムくず(天然ゴムくず) 1200000 金属くず	0710000 建設工事の紙くず 0810000 建設工事の木くず 0910000 建設工事の繊維くず	0710000 ダンボール 0810000 伐採材・伐根材
130000 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1300000 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1310000 ガラスくず 1320000 陶磁器くず	1310000 カレット 1312000 廃ブラウン管(側面部) 1313000 ガラス製廃容器包装 1314000 ロックウール 1315000 石綿(非飛散性) 1316000 グラスウール 1317000 石綿吸音板 1320000 コンクリートくず 1322000 石膏ボード 1323000 ALS(軽量気泡コンクリート)
140000 鋳さい 150000 がれき類 160000 家畜ふん尿 170000 家畜の死体 180000 ばいじん 190000 13号廃棄物	1400000 鋳さい 1500000 がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物) 1600000 動物のふん尿(畜産農業から排出されたもの) 1700000 動物の死体(畜産農業から排出されたもの) 1800000 ばいじん(工場の排ガスを処理して得られるばいじん) 1900000 処分するために処理したもの(13号廃棄物)		1401000 スラグ 1501000 コンクリート破片 1502000 アスファルト・コンクリート破片
	2000000 建設混合廃棄物	2010000 安定型建設混合廃棄物 2020000 管理型建設混合廃棄物	2021000 新築系混合廃棄物 2022000 解体系混合廃棄物
	2100000 安定型混合廃棄物 2200000 管理型混合廃棄物 2300000 シュレッダーダスト 2400000 石綿含有産業廃棄物	2410000 建設混合廃棄物 2420000 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 2430000 廃プラスチック類 2440000 がれき類(工作物の新築、改築または除去に伴って生じた不要物) 2450000 紙くず 2460000 木くず 2470000 繊維くず	
	3000000 廃自動車	3010000 廃二輪車 3011000 バイク 3012000 自転車	
	3100000 廃電機機械器具		3101000 廃パチンコ機及び廃パチスロ機 3102000 プリント配基盤 3103000 テレビジョン受信機 3104000 エアコンディショナー 3105000 冷蔵庫 3106000 洗濯機 3107000 電子レンジ 3108000 パーソナルコンピュータ 3109000 電話機 3110000 自動販売機 3111000 蛍光灯 3112000 冷凍庫
	3500000 廃電池類 3600000 複合材	3510000 鉛蓄電池 3520000 乾電池	

電子マニフェストにのみある項目

## 2.3 分析方法と結果

廃棄物種類と処理方法の関係を調べるために、クロス集計を行った。廃棄物種類にはマニフェストの分類(表 2-2(b)), 処理方法には表 2-4 の項目を用いた。表 2-6(a)にマニフェスト件数(b)に重量[t]の集計結果を示す。件数が多いのは、廃プラスチック類の 16340 件, 汚泥の 11581 件であり、これらで全体の半数以上を占めている。重量が大きいのは、汚泥(48486 トン)と、燃え殻(19514 トン)である。

処理方法ごとに廃棄物をみると、多くは、脱水では汚泥, 油水分離では汚泥, 廃油等のように対象とする廃棄物が限定されているが、焼却では汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ等合計 16 種類と最も多くの廃棄物を対象としている。

廃棄物ごとの処理方法は、燃え殻は破砕, 管理型埋立, 再生利用, 汚泥は脱水, 乾燥, コンクリート固化…等のように処理方法が様々であるものと、がれき類は選別, 感染性廃棄物は焼却のように、処理方法が限定されているものがある。本研究では前者に注目し、なぜ、処理方法が様々であるのかを知るため、廃棄物の種類と処理方法の関係を調べた。対象とした廃棄物は、特別管理産業廃棄物, 混合廃棄物及び廃家電(表中青)を除く産業廃棄物の中から、廃酸や廃アルカリのように件数, 量の少ないもの(表中緑), そして金属くずのように、処理方法が 1 つに集中しているもの(表中紫)を除いた表中赤で示す汚泥, 燃え殻, 廃油, 廃プラスチック, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずを分析の対象とした。分析には、処理方法とマニフェスト分類の他、廃棄物の詳細な情報に表 2-1 の【27. マニ廃棄物名称 1】, 排出源の情報に【11. 排出事業者名】, 【13. 排出事業場名】を用いた。

表 2-6(a) 処理方法と廃棄物の関係 (件数)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18	20	21	22	23	
	脱水	乾燥	コンクリート固化	焼却	油水分離	中和	選別	破砕	管理型埋立	安定型埋立	焙焼	改質	造粒固化	洗浄	破砕圧縮	堆肥化	再生利用	天日乾燥	還元中和	熔融固化	エコ積保	
1 燃え殻								1414	490								473					
2 汚泥	2202	1425	160	3487	112				1522			113	1079	1163		287		30				
3 廃油				3033	900	1		1														
4 廃酸		3		14	1	23					15											
5 廃アルカリ				147		17	14															
6 廃プラスチック類				16019			152	50							70						49	
7 紙くず				38			11															
8 木くず				9			142	13														
9 繊維くず				1			5															
10 動植物性残渣		48		131																		
11 ゴムくず				1			1															
12 金属くず							1646	18														
13 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず							1370	164	14	1	7											
15 がれき類							18															
18 ばいじん									1													
20 混合廃棄物				60			3143		47	50												
21 廃家電							718	1904			97											
70 引火性廃油				811	17																	
71 強酸				4	69																	72
72 強アルカリ				5	15																	
73 感染性廃棄物				2862																		
74 特定有害				6							1										1	

□ 通常産廃以外 □ 少ない □ 処理方法が集中 □ 分析対象



表 2-6(b) 処理方法と廃棄物の関係 (重量[t])

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18	20	21	22	23
	脱水	乾燥	コンクリート固	焼却	油水分離	中和	選別	破碎	管理型埋立	安定型埋立	焙焼	改質	造粒固化	洗浄	破碎圧縮	堆肥化	再生利用	天日乾燥	還元中和	溶融固化	エコ積保
1 燃え殻								11940	3667								3907				
2 汚泥	10186	2217	1425	2739	457				12115			1880	8105	6299		1960		1093			
3 廃油				1353	951	0		0													
4 廃酸		10		4	0	86					0										
5 廃アルカリ				46		17	1														
6 廃プラスチック類				3739			382	331							393						265
7 紙くず				12			2														
8 木くず				20			54	167													
9 繊維くず				0			1														
10 動植物性残渣		14		33																	
11 ゴムくず				0			0														
12 金属くず							1666	8													
13 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず							546	120	65	9	1										
15 がれき類							29														
18 ばいじん									1												
20 混合廃棄物				83			1862		71	344											
21 廃家電							19	61			43										
70 引火性廃油				151	36																
71 強酸				0		2															5
72 強アルカリ				0		20															
73 感染性廃棄物				295																	
74 特定有害				2								0									0

■ 通常産廃以外 ■ 少ない ■ 処理方法が集中 ■ 分析対象

2.3.1 廃棄物ごとの処理状況

汚泥は札幌市が指定する分類及びK社による分類の中で、下水汚泥、上水汚泥、その他汚泥（無機）…のように細かく分けられている。それぞれの汚泥と処理の関係を表2-7(a), (b)に示す。これらの内、件数の少ないその他汚泥（油泥）、（管理型行き運搬のみ）、（無機油分含）を除き、表中網掛け部分に示す汚泥の内容を調べた。

表 2-7(a) 汚泥の種類と処理方法の関係(件数)

	1	2	3	4	5	9	12	13	14	16	20
	脱水	乾燥	コンクリート固	焼却	油水分離	管理型埋立	改質	造粒固化	洗浄	堆肥化	天日乾燥
1 下水汚泥				564		158		334	1163		
2 上水汚泥			160			1295					30
3 建設汚泥	401							561			
4 その他汚泥(無機)	1800						113	184			
5 その他汚泥(有機)		1424									287
6 その他汚泥(焼却)				2919							
7 その他汚泥(油泥)					112						
8 その他汚泥(管理型行き運搬のみ)						42					
9 その他汚泥(無機油分含)						27					

■ 分析対象

表 2-7(b) 汚泥の種類と処理方法の関係(重量[t])

	1	2	3	4	5	9	12	13	14	16	20
	脱水	乾燥	コンクリート固	焼却	油水分離	管理型埋立	改質	造粒固化	洗浄	堆肥化	天日乾燥
1 下水汚泥				1875		763		2859	6299		
2 上水汚泥			1425			10851					1093
3 建設汚泥	2439							3679			
4 その他汚泥(無機)	7738						1880	1567			
5 その他汚泥(有機)		2209									1960
6 その他汚泥(焼却)				856							
7 その他汚泥(油泥)					457						
8 その他汚泥(管理型行き運搬のみ)						86					
9 その他汚泥(無機油分含)						416					

■ 分析対象

## (1) 「上水汚泥」及び「下水汚泥」

上水汚泥及び下水汚泥の排出源、廃棄物種類、処理方法は表 2-8 のようであった。上水汚泥とは、土砂や凝集剤等を主とする浄水場発生汚泥である。下水汚泥とは、紙やプラスチックであるスクリーンかすと土砂である沈砂であり、下水処理場より発生する余剰汚泥ではなかった。これは、札幌市では下水処理に伴い発生する余剰汚泥を地下のパイプラインによって市内二箇所にある下水汚泥焼却施設へ直接送っているためである。「札幌市下水道維持管理年報（平成 26 年版）」によると、平成 26 年度の札幌市における脱水後の汚泥発生量が年間約 21 万 5 千トンであるのに対し、沈砂及びスクリーンかすの発生量は 5 千 5 百トンであるため、スクリーンかす及び沈砂が下水汚泥全体に占める割合は 2.6%と小さく、量としては無視することができる。

表中網掛け部分に示す廃棄物は、いずれも無機性である。上水汚泥は、全て無機性であるが、下水汚泥には、無機性の沈砂と、有機性であり、紙やプラスチック類であるスクリーンかすが混在している。このように、「汚泥」との分類ではあるが、内容は様々である。

上水汚泥の排出源は、浄水場であり、廃棄物には施設にて乾燥を行った後の汚泥と、施設に乾燥施設がなく乾燥前の状態で排出される汚泥がある。札幌市の浄水場から発生した乾燥後の汚泥は、管理型埋立地にて処分され、石狩の浄水場から発生したものはコンクリート固化される。乾燥施設を持たない札幌の浄水場から発生した汚泥は、他の施設にて天日乾燥される。

下水汚泥の施設間のフローを図化すると、図 2-1 となる。下水汚泥の排出源は、下水処理施設 10 箇所、汚泥処理施設が施設、ポンプ場 10 施設、下水道管理 2 施設、スクリーンかす洗浄施設、沈砂洗浄施設、札幌市外からの搬入、その他はそれぞれ 1 施設あり、複数の施設があるものは、ひとつにまとめた。下水処理施設で発生するのは、下水流入後、沈砂池において除去された夾雑物である水系スクリーンかすと沈殿除去される沈砂、汚泥処理の前段にて除去される夾雑物である汚泥スクリーンかすの 3 種類である。それぞれスクリーン洗浄施設、沈砂洗浄施設、焼却施設で処理される。水系スクリーンかす、沈砂は他の施設からも発生する。スクリーン洗浄施設から発生する洗浄スクリーンかすは焼却、埋立され、残さは埋め立てられる。沈砂は沈砂洗浄施設にて洗砂と残さに分けられ、それぞれ埋立、造粒固化されている。

表 2-8 上水汚泥及び下水汚泥の排出源と廃棄物及び処理方法と廃棄物

汚泥の分類	排出源	廃棄物種類	処理方法	件数	量[t]
上水汚泥	札幌市の浄水場(3箇所)	浄水場発生汚泥(乾燥後)	管理型埋立	1295	10851
	石狩の浄水場		コンクリート固化	160	1425
	札幌市の浄水場	浄水場発生汚泥(乾燥前)	天日乾燥	30	1093
下水汚泥	下水処理施設(10施設)	水系スクリーンかす	埋立	2	1.7
			スクリーン洗浄	282	1402.6
		汚泥スクリーンかす	焼却	125	407
		沈砂	沈砂洗浄	555	3243.4
	汚泥処理施設(3施設)	水系スクリーンかす	スクリーン洗浄	5	8.6
		汚泥スクリーンかす	焼却	372	1352.8
	ポンプ場(10施設)	水系スクリーンかす	スクリーン洗浄	58	272.9
		沈砂	沈砂洗浄	170	975.9
	下水道管理(2施設)	沈砂	沈砂洗浄	85	391.1
	スクリーンかす洗浄施設(1施設)	洗浄スクリーンかす	焼却	53	71.1
			埋立	19	87.3
		残さ	埋立	42	160
沈砂洗浄施設(1施設)	残さ	埋立	95	513.9	
	洗砂	造粒固化	334	2858.6	
札幌市外(1箇所)	下水道汚泥	焼却	14	44.4	
その他(1箇所)	沈砂	沈砂洗浄	1	4.5	

■ 無機

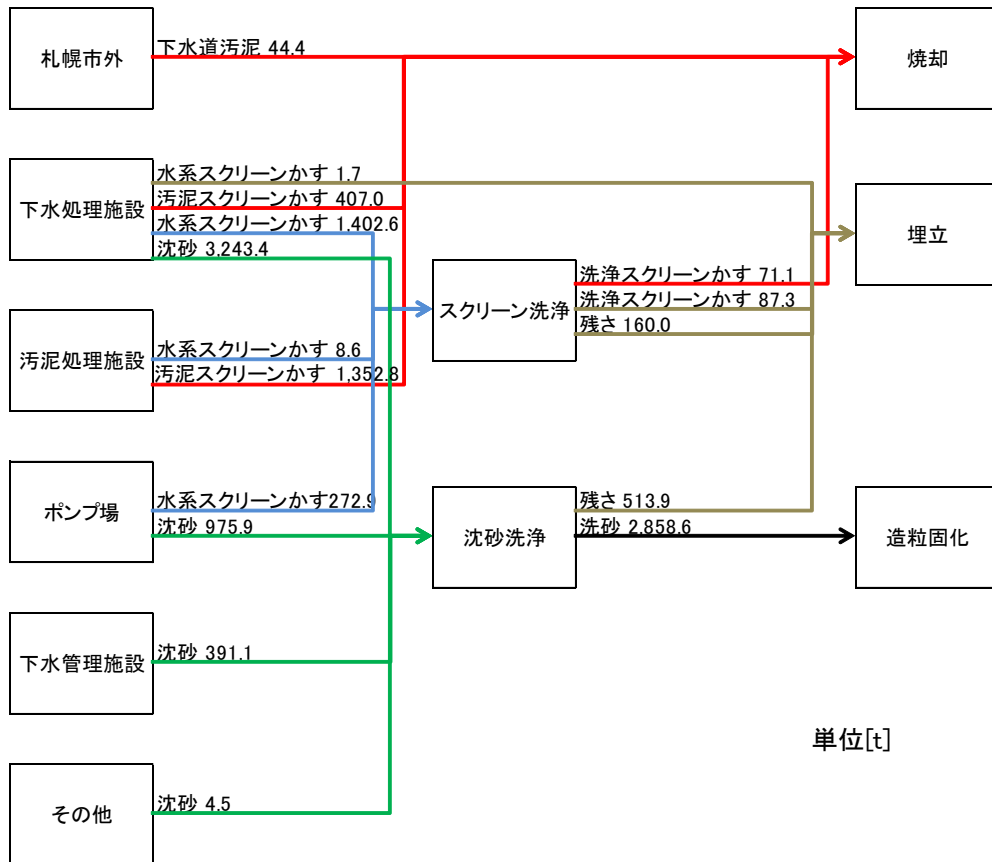


図 2-1 下水汚泥の処理状況

(2) 「建設汚泥」及び「その他汚泥」

建設汚泥及びその他汚泥の処理方法を表 2-9 に示す。表中網掛け部分に示すのはいずれも無機性であり，その他は有機性である。「汚泥」との分類ではあるが，建設汚泥や雨水枡汚泥といった無機系の汚泥と有機系の汚泥が混在しており，処理方法は廃棄物の特性に応じて異なる。

建設汚泥とは，土木工事現場より発生する土砂であり，造粒固化あるいは脱水されている。その他汚泥の（無機）とは，市の土木維持管理課や道路清掃業者から排出される無機汚泥や，雨水枡汚泥であり，脱水後に改質，造粒固化される。その他汚泥の（有機）とは，清掃業者，飲食店，スーパーマーケット等から排出される有機汚泥であり，乾燥後に堆肥化されている。その他汚泥の（焼却）とは，K 社から排出されるピットスラッジ，工場から排出される油泥，飲食店から排出されるグリストラップ等であり，全て焼却されている。

表 2-9 建設汚泥及びその他汚泥の処理方法と廃棄物

汚泥の分類	処理方法	廃棄物種類	件数	量[t]	
建設汚泥	造粒固化 脱水	建設汚泥	561	3679.1	
		建設汚泥	401	2438.8	
その他	無機	脱水	無機汚泥	1289	5932.7
			雨水枡汚泥	192	1160.0
			汚泥	214	260.9
			配水池の清掃時廃水	25	161.7
			ろ過砂	28	83.9
			その他	53	148.0
	改質	無機汚泥	113	1879.8	
		無機汚泥	184	1567.1	
	有機	乾燥	有機汚泥	1339	1997.8
			沈砂	33	144.5
	グリストラップ		45	34.0	
	その他		56	55.1	
	堆肥化	有機汚泥スカム	282	1928.1	
有機汚泥		5	31.5		
焼却	焼却	ピットスラッジ	33	270.7	
		油泥	52	165.0	
		グリストラップ	1948	163.3	
		食品汚泥	197	109.7	
		汚泥(ボサ)	2	21.6	
		廃水処理清掃汚泥	2	16.5	
		ショットくず	80	15.1	
		汚泥	68	14.6	
		廃プラスチック	284	14.5	
		のり	39	13.8	
		廃食品	17	10.1	
		クーラント廃液(濃縮液)	1	8.8	
その他	199	32.5			

(3) 「廃プラスチック類」及び「廃油」

廃プラスチック類の廃棄物と処理方法を表 2-10 に示す。廃プラスチックの処理方法は，焼却，熔融・固化，選別，破碎，破碎・圧縮と処理方法が様々である。これは廃棄物の特性が異なるためである。表中網掛け部分は複数の処理方法がとられる廃棄物であり，「廃プラスチック」は，選別にて異物を除去した後，汚れが少なく塩ビ系でないものは，破碎・圧縮され RPF となり，硬質プラスチックは破碎後，再資源化され，その他は焼却される。発泡スチロールは汚れの少ない再利用可能なものは熔融・固化され，その他は焼却される。

表 2-10 廃プラスチック類の処理方法と廃棄物

処理方法	廃棄物種類	件数	量[t]
焼却	廃プラスチック	13984	2774.9
	ソファ	124	224.0
	廃塗料	120	204.0
	廃フィルター	246	105.8
	非感染性医療廃棄物	771	104.6
	発泡スチロール	71	71.1
	その他	702	254.1
破碎・圧縮	廃プラスチック	70	392.6
破碎	廃プラスチック	44	318.4
	廃タイヤ	5	17.5
熔融固化	発泡スチロール	49	265.0
選別	廃ウレタン	60	245.6
	廃プラスチック	47	119.4
	廃タイヤ	37	10.3
	その他	44	12.1

■ 複数の処理方法がとられる廃棄物

次に、廃油の廃棄物と処理方法を表 2-11 に示す。K 社では、廃油を、再生可能なものとそうでないものに分類し、前者を油水分離、後者を焼却している。廃棄物には廃油、油水の他、廃塗料、廃エレメント等が含まれている。

以上のように、分類上「廃プラスチック類」、「廃油」であっても、特性は様々であり、それに伴い処理方法が異なる。また、「廃塗料」は、油性か水性かにより、廃油又は廃プラスチック類に分類されているが、結局一緒に焼却処理されている。

表 2-11 廃油の処理方法と廃棄物

処理方法	廃棄物種類	件数	量[t]
焼却	油水	30	382.1
	廃塗料	884	334.6
	廃油	748	197.5
	廃エレメント	429	103.2
	廃液	48	103.0
	廃クーラント	85	69.8
	廃不凍液	72	49.9
	廃プラスチック	360	39.4
	その他	376	73.8
油水分離	廃油	672	577.4
	油水	218	361.8
	その他	10	11.7

(4)「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「燃え殻」

表 2-12 にガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以下「ガラ陶」とする。）と燃え殻の処理方法を示す。

ガラ陶の処理方法は、選別、破碎、焙焼、管理型埋立、安定型埋立である。処理方法に焙焼があるのは、水銀灯、ナトリウム灯、体温計といった水銀を含む廃棄物が含まれているためである。選別は、異物を除去するために行われる。コンクリートがらは、破碎後に再生骨材として利用される。管理型埋立にて処分されるのは、主に石膏系の廃棄物である。

燃え殻の中身は、下水汚泥焼却灰と焼却灰である。下水汚泥焼却灰の排出源は、札幌市の所有する汚泥焼却施設であり、再生利用及び、破碎されている。ここでの破碎とは、下水汚泥焼却灰に固化材を添加し、埋め戻し改良材とする処理のことを指す。焼却灰の発生源は、K 社での産業廃棄物焼却後に発生する燃え殻と、熱供給施設での RDF 焼却後の燃え殻であり、共に管理型埋立地にて処分されている。

表 2-12 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、燃え殻の処理方法と廃棄物

分類	処理方法	廃棄物種類	件数	量[t]
ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	選別	ガラス・陶磁器くず・コンクリートくず	873	238.9
		グラスウール	46	101.1
		コンクリートがら	90	91.7
		廃ガラス	122	57.6
		石膏ボード	39	32.4
		廃プラスチック	128	8.0
		その他	102	17.3
		破碎	コンクリートがら	45
	焙焼	その他	120	1.5
		水銀灯	4	0.5
		ナトリウム灯	3	0.4
	管理型埋立	体温計	1	0.0
		ガラス・陶磁器くず・コンクリートくず	6	27.4
		耐火レンガ	5	24.1
混合廃棄物		2	9.1	
その他		2	4.2	
安定型埋立	混合廃棄物	1	9.0	
燃え殻	再生利用	下水汚泥焼却灰	473	3906.6
	破碎	下水汚泥焼却灰	1414	11948.0
	管理型埋立	焼却灰	488	3667.5

■ 水銀含有

以上のように、ガラ陶は、選別や破碎等の物理的な処理もしくは埋立処分を中心としているが、水銀を含む廃棄物があるため、処理方法に焙焼がある。燃え殻、ばいじん、汚泥等では、一定量の水銀を含む場合に、特別管理産業廃棄物に指定されるが、ガラ陶では、水銀に関する基準が定められていないため、通常の産業廃棄物として扱われている。このように、同じ有害物質が含まれていても、分類によって産業廃棄物と特別管理産業廃棄物に分かれてしまう。

### 2.3.2 焼却処理

表 2-6 (a) で示した通り、焼却処理は、対象とする廃棄物の種類が最も多く、多種多様な廃棄物を一緒に処理している。そこで、実際にどのように管理されているのかをヒアリングした。

K社では、廃プラスチック、木くず等の固形廃棄物をヤードに堆積して保管しており、汚泥（油泥やグリストラップ等）、廃油、廃酸、廃アルカリ等の液体は、タンクやドラム缶にて保管している。固形廃棄物は、重機でヤードからピットへ投入し、クレーンによって混合してから炉内へ投入される。液体の廃棄物は、別の投入口から炉内へ投入される。

廃棄物は、重量が 1600kg/h、発熱量が 16700kJ/h 程度となるように、それぞれ表 2-13 に示す組成で、炉内へ投入される。表は、メーカーが炉を設計する際に廃棄物の組成を元に作成したものである。最も量が多いのは、廃プラスチック類であり、重量の 1/4、発熱量の半分を占める。廃棄物の受入量には変動があるため、常に表の組成となるわけではなく、受入状況に合わせ、発熱量を調節している。その際に、重油などの燃料を投入する場合もある。

金属くず、ガラス・コンクリート陶磁器くず、ばいじんのよう、発熱量が 0 であるものが含まれているのは、他の廃棄物とともに混入することを想定しているためであり、意図的に投入されるわけではない。

焼却において、難しいとされるのは、一酸化炭素 (CO) 濃度の管理である。廃棄物には畳や木くずのように燃焼に時間のかかるもの、廃油やウレタンのように短時間で燃焼するものがある。後者は勢い良く燃えるため、一時的に炉内が酸欠となる場合があり、その際に、一酸化炭素濃度が上昇してしまう。このため、廃棄物の質と投入するタイミングに気をを使う必要があり、慣れるまでが大変である。

以上のように、投入物の管理、運転管理を行うことで、多種多様な廃棄物を一緒に処理することができる。すなわち、処理に対しては、あいまいさのあるマニフェスト分類ではなく、発熱量や燃えやすさといった廃棄物の特性に明確にすることが重要である。

表 2-13 焼却炉投入物の組成

	低位 発熱量	処理量 (重量ベース)		処理量 (熱量ベース)	
	kJ/kg	kg/h	割合	kJ/h	割合
1 燃え殻	20,052	10	0.6%	125	0.7%
2 汚泥	-615	150	9.4%	-58	-0.3%
3 廃油	19,417	55	3.4%	667	4.0%
4 廃酸・ 廃アルカリ	-1,507	195	12.2%	-184	-1.1%
5 廃プラスチック 類	32,211	400	25.0%	8,053	48.1%
6 紙くず	14,641	160	10.0%	1,464	8.7%
7 木くず	14,641	160	10.0%	1,464	8.7%
8 繊維くず	16,293	100	6.3%	1,018	6.1%
9 動植物性残さ	1,882	55	3.4%	65	0.4%
10 動物系固形不 要物	17,949	10	0.6%	112	0.7%
11 ゴムくず	44,303	10	0.6%	277	1.7%
12 金属くず	0	10	0.6%	0	0.0%
13 ガラス・コンク リート陶磁器くず	0	15	0.9%	0	0.0%
14 ばいじん	0	10	0.6%	0	0.0%
15 動物のふん尿	6,140	10	0.6%	38	0.2%
16 動物の死体	4,204	10	0.6%	26	0.2%
17 感染性産業廃 棄物	24,489	240	15.0%	3,673	21.9%
計		1600		16,742	

参考文献

1) 「公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター」:

〈<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/manual/data.html>〉, (2016年2月19日閲覧)

2) 札幌市ホームページ「産業廃棄物の種類一覧」,

〈[http://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/procedure/01741\\_pdf/presen\\_01741\\_024.pdf](http://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/procedure/01741_pdf/presen_01741_024.pdf)〉, (2016年2月19日閲覧)

### 第3章 施設設置手続きの長期化

#### 3.1 施設設置手続きの現状

##### (1) 法的背景

産業廃棄物処理施設の設置は、1970年の廃棄物処理法制定時は届出制であったが、不法投棄による住民の不信感による最終処分場の確保難、廃棄物の量の増大を背景に1991年に廃棄物処理法が改正され、処理施設に対する国民の信頼の確保を図り、円滑な施設整備が行なわれるよう許可制となった。しかし、その後も廃棄物処理に対する住民の不安や不信感の高まりを背景として、設置や運営をめぐる紛争が多発した。これらの問題を受けて、1997年に法は改正された。これにより、廃棄物処理施設を設置する際の手続きに生活環境影響調査、申請書等の告示・縦覧（一部の施設）、関係市町村の意見聴取、専門的知識を有する者の意見聴取が盛り込まれた。

現在、廃棄物処理法では、表3-1に示す規模の施設を設置する場合に、知事または権限を有する市町村長（以下「知事等」とする。）の許可取得が必要となる。表中網掛け部分は処理施設設置の際の手続きに告示・縦覧を要する施設であり、焼却施設、最終処分場、PCB、石綿に係る施設が該当する。

表3-1 廃棄物処理法の許可を要する施設

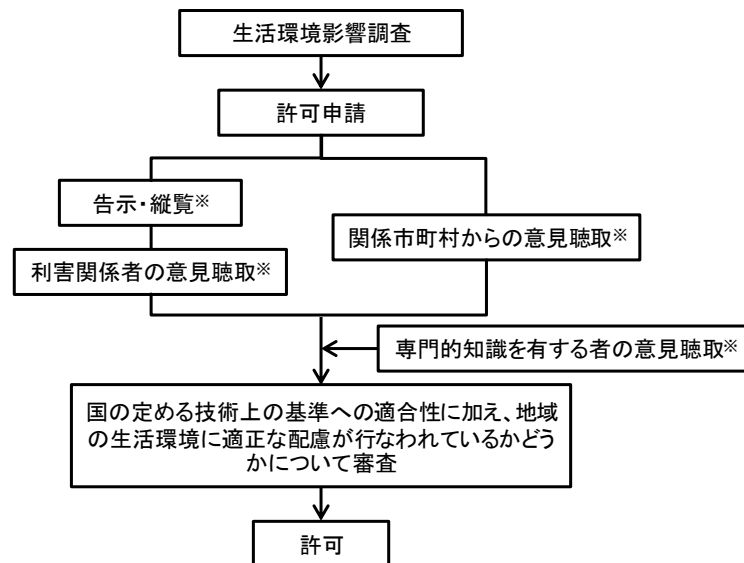
	対象とする廃棄物	処理方法	処理能力
1	汚泥	脱水	10m <sup>3</sup> /日以上
2	汚泥	乾燥	10m <sup>3</sup> /日以上、天日乾燥は100m <sup>3</sup> /日以上
3	汚泥(PCB汚染物及び処理物を除く)	焼却	5m <sup>3</sup> /日以上、200kg/h以上、火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のいずれか
4	廃油	油水分離	10m <sup>3</sup> /日以上
5	廃油(PCB等を除く)	焼却	1m <sup>3</sup> /日以上、200kg/h以上、火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のいずれか
6	廃酸又は廃アルカリ	中和	50m <sup>3</sup> /日以上
7	廃プラスチック類	破砕	5t/日以上
8	廃プラスチック類(PCB汚染物及び処理物を除く)	焼却	100kg/日以上、火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のいずれか
9	木くず又はがれき類	破砕	5t/日以上
10	政令第7条9項で定める物質又はダイオキシン類を含む汚泥	コンクリート固型化	全て
11	水銀又はその混合物を含む汚泥	ばい焼	全て
12	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物	分解	全て
13	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物	溶融	全て
14	廃PCB等、PCB汚染物又は処理物	焼却	全て
15	廃PCB(PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。)又はPCB処理物	分解	全て
16	PCB汚染物又は処理物	分離	全て
17	3.5.8及び14に掲げるものを除く産業廃棄物	焼却	200kg/日以上、火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のいずれか
18	産業廃棄物	最終処分	全て

■ 法による手続きに縦覧を要する施設

法により、許可取得の手続きは図3-1のように定められている。設置者は、生活環境影響調査を行い、その結果を元に施設設置許可を申請する。知事等は申請書を告示・縦覧し、関係市町村長及び利害関係者に意見を照会する。その後、専門的知識を有する者の意見聴取を行い、審査を経て知事が許可の判断を下す。



生活環境影響調査とは、環境影響評価法あるいは都道府県、政令市が条例で定める環境アセスメントと区別して行われる環境への影響調査であり、調査項目が騒音、振動、悪臭、水質、地下水、大気の6項目に限定されていることから、簡易アセス、ミニアセスとも呼ばれる。



注) ※印の手続きは「最終処分場」「焼却施設」、「PCB 処理施設」及び「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設」を対象とする

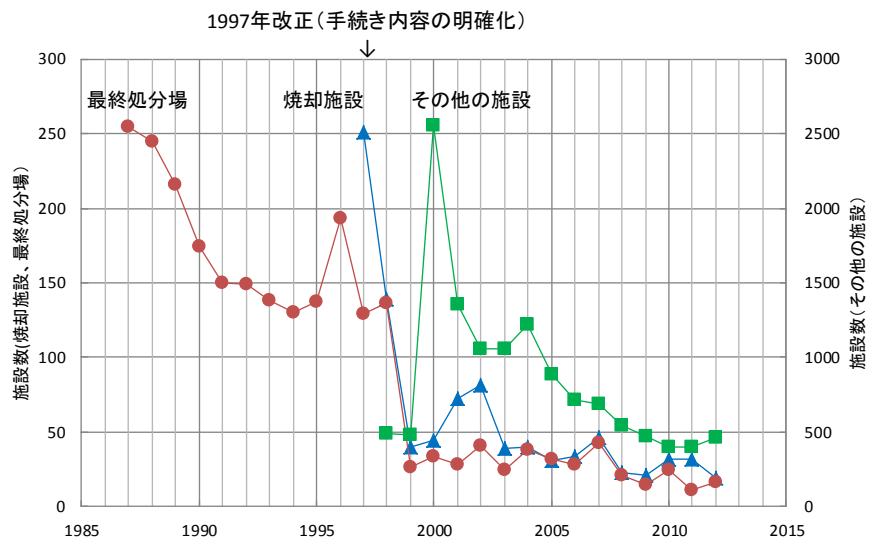
図 3-1 産業廃棄物処理施設の設置に要する法手続き

## (2) 新規設置数・許可数の推移

図 3-2 は産業廃棄物の新規設置数の推移である。焼却施設は平成 1997 年から、その他の施設は 1998 年からとなっている。最終処分場は、1997 年の廃棄物処理法改正により手続きの強化が行なわれた結果 1999 年より急激に減少し、その後も増加していない。焼却施設は、1997 年の法改正による手続きの強化に加え、ダイオキシン問題を背景として、新設が減少している。その他の施設が 2000 年に急激に件数が増加しているのは、法改正により新たに木くず又はがれき類の破碎施設が許可取得の対象施設となったためであり、その後は徐々に減少している。

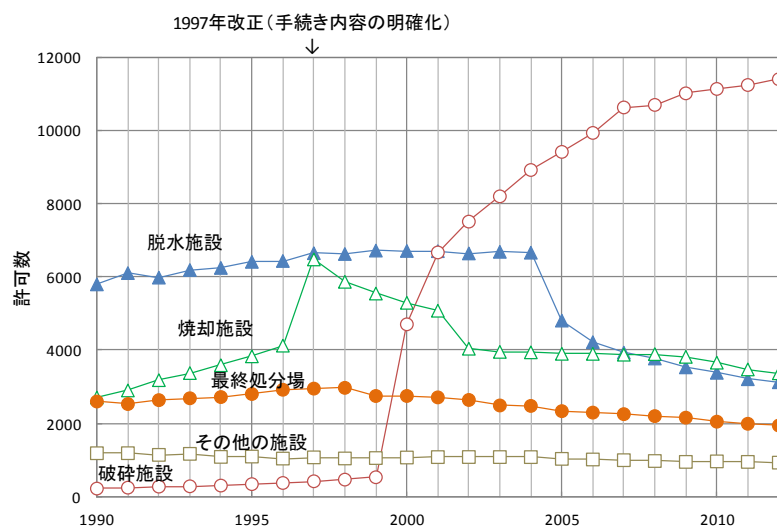
なお、産業廃棄物処理施設の合計許可数の推移は図 3-3 のようになっている。焼却施設は、汚泥、廃油、廃プラスチック類、その他の廃棄物等、1 つの施設で複数の許可を持つ場合があるため施設数ではなく許可数としている。破碎施設が 2000 年から急激に増加しているのは、前述した通り、木くず又はがれき類の破碎施設が新たに許可の対象となったためである。焼却施設が 1997 年に急増しているのは、法改正により、従来許可を要する施設の要件が「5t/日以上」のように、1 日あたりの処理量であったのに対し、ダイオキシン問題により、「5t/日以上、200kg/時以上、火格子面積 2 m<sup>2</sup>以上のいずれか」のように、1 時間あたりの処理量及び火格子面積が新たに許可要件に追加されたためである。焼却施設がその後減少しているのは、2002 年までに段階的に構造基準、維持管理基準の規制強化を行ったためであると考えられる。脱水施設が 2005 年に急減しているのは、従来廃棄物処理法上において脱水施設とされていた工場やプラントの一部として組み込まれていた脱水施設が、①当該工場又は事業場内における生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれていること、②当該脱水施設からの直接的な生活環境影響がほとんど想定されないこと、③水処理工程の一部として水処理施設と一体的

に運転管理されていること、これらの3つの条件を全て満たす場合に許可の対象とはしないといった内容の通知（環廃産発第 050325002 号平成 17 年 3 月 25 日）が環境省より公布されたためである。近年の増減に注目すると、破碎施設は増加しているが、その他の施設は減少又は横ばいとなっている。



「産業廃棄物処理施設の設置，産業廃棄物処理業の許可等に関する状況：環境省」より作成

図 3-2 産業廃棄物処理施設新規設置数の推移



「産業廃棄物処理施設の設置，産業廃棄物処理業の許認可に関する状況：環境省」より作成

図 3-3 産業廃棄物処理施設許可数の推移

## 3.2 調査方法

法手続きの前に行われる事前手続きは、都道府県、政令市ごとに条例又は要綱、要領、規定（以下「条例又は要綱等」とする。）により定められている。そこで、本研究では、都道府県を対象に条例又は要綱等の調査を行った。次に、調査の結果を参考に、処理業者を対象としたアンケート調査を行った。内容は以下の通りである。

### (1) 都道府県ごとに定める事前手続きに関する規定の調査

インターネット及び自治体への提供依頼を通じて入手した資料（巻末付録 3-1）を用いて、内容の分析を行った。東京都は事前手続きを定めておらず、神奈川県は不明であったため、合計 45 道府県となっている。廃棄物処理法において施設設置許可の権限を持つのは、都道府県及び政令市であるが、本調査では都道府県のみを対象とした。

### (2) 事前手続きに関する事例調査

処理業者を対象に、事前手続きに関するアンケート調査を行った。

アンケートの質問項目を表 3-2 に示す。アンケートの設問は「施設概要」、「事前協議手続き」、「事前相談」、「手続きで最も苦労したこと」の 4 つとした。

設問 1 の施設概要では、脱水施設、乾燥施設等の施設の種類、許可の申請区分（新規と既存の施設の構造や規模の変更）、施設の処理能力、施設の名称、所在地に関する項目を設けた。最終処分場の処理能力は、面積及び容量、その他の施設は一日あたりの処理量（重量[t]）とした。

設問 2 の事前協議手続きでは、事前協議を定める規定が条例によるものか、それとも要綱によるものか、主要な手続きの有無と期間、実際の手続きで説明会の対象となった住民の範囲、開催回数及び参加人数、同意については、同意の取得対象となった住民、周辺住民の範囲、条例等により規定された同意取得の割合及び実際に同意を取得した人数、地域数を尋ねた。

設問 3 では、「事前相談」の有無、そしてその期間を尋ねた。事前相談とは、協議の前に行われる自治体担当者との相談である。

設問 4 では施設設置手続きにおいて最も苦労した点を尋ねた。

アンケート調査の対象は、都道府県を単位とした産業廃棄物処理業者で組織する団体からなる公益社団法人全国産業廃棄物連合会（以下「全産連」とする。）の収集運搬部会、中間処理部会、建設廃棄物部会、最終処分部会、医療廃棄物部会の 5 つの部会、そして混合廃棄物分科会、建設汚泥分科会、処分場・早期安定化分科会の 3 つの分科会の会員を対象とした。

全産連の協力の元、アンケート回答用紙は、2015 年 11 月 17 日に依頼状を添付してメールにて送信し、同年 12 月 7 日を締め切りとして、メール又はファックスにて回収した。計 106 社に送り、18 社から回答を得た。複数の施設について回答した企業があるため、25 施設分の回答となっている。

表 3-2 アンケートの設問内容

設問1.施設概要	施設の種類(脱水、乾燥、焼却、油水分離、中和、破碎、安定型最終処分場、管理型最終処分場、その他)	
	許可申請の区分(新設、変更)	
	処理能力(埋立面積、埋立容量、t/日)	
	施設の名称	
	所在地	
設問2.事前協議手続き	事前協議の規定	条例か要綱等か
		どの自治体の条例等か
	手続き内容とその期間	主要な手続き(事業計画書手続き、生活環境影響調査、行政による現地調査、住民説明会、事前協議書手続き、関係者意見、専門家意見、同意取得、協定の締結)について
		住民説明会
	同意取得	対象範囲(距離、地域)
		実施回数と参加人数
		同意の取得対象(周辺住民、排水放流先の水利権者、搬入道路の管理者、搬入道路に隣接する住民)
周辺住民の範囲(距離、地域)		
	条例等により規定された同意取得割合	
	同意取得人数、地域数	
設問3.事前相談	事前相談の有無と期間	
設問4.事前協議で最も苦勞したこと		

### 3.3 都道府県ごとに定める規定内容

#### 3.3.1 対象施設

事前手続きの対象となる施設は、都道府県により様々であり、法による許可を要する施設（許可施設）の一部のみを対象とする自治体（表 3-3）や、処理業の用に供する施設、再生利用の用に供する施設、積替え保管施設等、法の許可を要しない施設を対象とする自治体（表 3-4）がある。処理業の用に供する施設とは、表 3-1 に示す施設以外の処理施設であり、処理能力の小さい施設等が該当する。

表 3-3 許可施設の一部のみを事前協議の対象とする自治体

	許可の対象となる施設	事前協議の対象			
		福 井 県	富 山 県	北 海 道	広 島 県
1	汚泥の脱水施設				
2	汚泥の乾燥施設				
3	汚泥(PCB汚染物及び処理物を除く)の焼却施設	○	○	○	
4	廃油の油水分離施設				
5	廃油(PCB等を除く)の焼却施設	○	○	○	
6	廃酸又は廃アルカリ中和施設				
7	廃プラスチック類の破碎施設				
8	廃プラスチック類(PCB汚染物及び処理物を除く)の焼却施設	○	○	○	
9	木くず又はがれき類の破碎施設				
10	政令第7条9項で定める物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設			○	
11	水銀又はその混合物を含む汚泥のばい焼施設				
12	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物				
13	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	○	○		
14	廃PCB等、PCB汚染物又は処理物	○	○	○	
15	廃PCB(PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。)又はPCB処理物の分	○	○	○	
16	PCB汚染物又は処理物の分離・洗浄施設	○	○	○	
17	3.5.8及び14に掲げるものを除く産業廃棄物の焼却施	○	○	○	
18	最終処分場	○	○	○	○

■ 法による手続きに縦覧を要する施設

表 3-4 許可施設以外を対象とする自治体

施設の種類	事前手続きの対象とする自治体
処理業の用に供する施設であつて、法の許可を要しないもの	宮城県、栃木県、茨城県、山梨県、大阪府、鳥取県、熊本県、福島県、群馬県、静岡県、徳島県、香川県、高知県、長崎県
再生利用の用に供する施設	宮城県、栃木県、千葉県、奈良県
積替え保管	茨城県、山梨県、大阪府、鳥取県、熊本県、千葉県、奈良県、三重県、
その他	茨城県、鳥取県、奈良県、福岡県

### 3.3.2 手続きの内容

山口県、宮城県、和歌山県の事前手続きの規定を図 3-4 に示す。山口県、宮城県では生活環境影響調査を事前に行う。その他の手続きは事前協議書等の提出、住民説明会、同意の取得、関係市町村長等及び専門家の意見聴取、生活環境の保全に関する協定などがあり、自治体により内容、組み合わせは様々である。

事前手続きを定める規定と主要な手続きの有無を調べた結果を表 3-5 のようにまとめた。45 道府県の中で、事前協議を定める規定は条例で定めているのが 11 道府県、要綱等によるのが 31 県、条例及び要綱等によるのが 3 府県となっており、要綱等により定める自治体が多い。条例には法的拘束力があり、規定を守らないと罰則を受ける場合があるが、行政指導である要綱は、任意によるものであり、罰則はない。

手続き間の関係を表 3-6 に示す。表中左側の A, B, C…と上側の A, B, C…が対応しており、数値は都道府県数を表す。45 道府県中 44 で事前協議書等の書類提出及び審査、その内 38 で関係者の意見聴取を定めている。住民説明会、生活環境影響調査、協定締結は全体の 2/3 程で規定されており、同意等の取得は約半数となっている。現地調査と専門家の意見聴取を定める道府県は少数である。専門家の意見聴取が少ないのは、法手続きで定められているためであると考えられる。

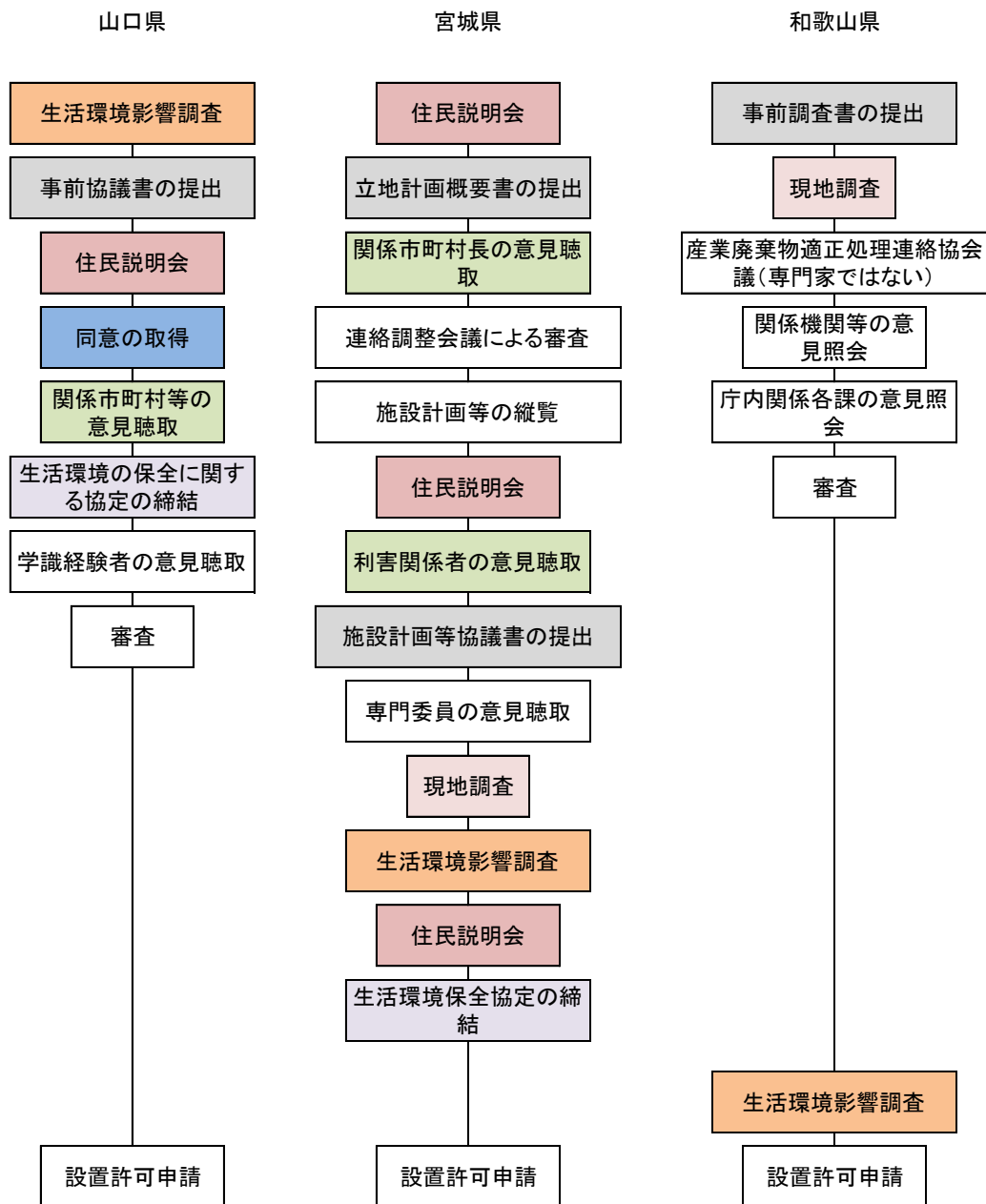


図 3-4 事前手続きの例

表 3-5 都道府県ごとの事前手続き内容

	事前手続きを定める規定	事前手続きの内容							
		事前協議書等の提出	関係者の意見聴取	住民説明会	生活環境影響調査	生活環境の保全に関する協定	同意等の取得	現地調査	専門家の意見聴取
1	北海道	条例	○	○	○	○	○		
2	青森県	要綱	○				○	○	
3	岩手県	条例	○	○					○
4	宮城県	条例、要綱	○	○	○	○	○		○
5	秋田県	要綱	○	○				○	○
6	山形県	要綱	○	○	○	○	○		
7	福島県	要綱	○	○		○	○	○	
8	茨城県	条例	○	○	○			○	○
9	栃木県	要綱	○	○	○		○	○	○
10	群馬県	規定	○	○	○		○	○	○
11	埼玉県	要領	○	○				○	○
12	千葉県	要綱	○	○	○		○	○	○
13	東京都	なし							
14	神奈川県	不明							
15	新潟県	要綱	○	○	○	○	○	○	
16	富山県	要綱	○	○	○	○	○		
17	石川県	要綱	○	○	○	○	○	○	○
18	福井県	要綱	○	○	○	○	○	○	○
19	山梨県	要領	○	○	○	○		○	○
20	長野県	条例	○	○	○		○		
21	岐阜県	条例	○	○	○	○		○	
22	静岡県	条例、要綱	○	○	○		○		○
23	愛知県	条例			○	○	○		
24	三重県	要綱	○			○		○	○
25	滋賀県	要綱	○	○	○	○			
26	京都府	条例	○	○	○	○	○		
27	大阪府	条例、指針	○	○	○	○			○
28	兵庫県	条例	○	○	○		○		
29	奈良県	要綱	○			○		○	○
30	和歌山県	要領	○	○					○
31	鳥取県	条例	○	○	○	○	○	○	○
32	島根県	要綱	○	○	○	○	○	○	○
33	岡山県	要綱	○	○				○	
34	広島県	要綱	○	○	○				
35	山口県	要綱	○	○	○	○	○	○	○
36	徳島県	要綱	○	○	○		○		
37	香川県	要綱	○			○			
38	愛媛県	要綱	○	○		○		○	
39	高知県	要綱	○	○		○		○	
40	福岡県	条例	○	○	○	○	○		○
41	佐賀県	要領	○	○	○	○	○		
42	長崎県	要綱	○	○	○	○	○		○
43	熊本県	要綱	○	○	○	○	○		
44	大分県	条例	○	○	○	○	○		○
45	宮崎県	要綱	○	○	○	○	○	○	○
46	鹿児島県	要綱	○	○	○	○			○
47	沖縄県	要綱	○	○	○	○	○	○	

■ 条例

表 3-6 事前手続き内容の関係

	A	B	C	D	E	F	G	H
A 事前協議書	44	38	32	28	27	23	18	14
B 関係者意見聴取		38	30	23	24	19	16	14
C 住民説明会			33	22	25	14	13	14
D 生活環境影響調査				29	19	15	10	10
E 協定締結					28	13	12	10
F 同意等取得						23	12	7
G 現地調査							18	7
H 専門家意見聴取								14

3.3.3 同意及び住民説明会

表 3-5 の内、同意等の取得を定めている 23 道府県の同意取得先を表 3-7 に示す。排水放流先の水利権者等とは、施設からの排水の放流地点から下流の水利権者や水路等の管理者を指し、搬入道路沿道の住民とは、搬入道路に隣接する土地の居住者を指す。同意等の取得を定める自治体の

ほとんどは、周辺住民と隣接地の土地所有者の同意を求めており、排水放流先の水利権者等は、全体の半数強、搬入道路沿道の住民は1/4となっている。

周辺住民の規定は自治体により異なり、範囲を距離で定める自治体と地域で定める自治体に分かれる。表3-8(a)に距離で定める場合の内容を示す。距離で定める場合には、秋田県を除き、距離と共に1、4/5、2/3のように同意取得の割合が定められている。青森県と群馬県では、距離によって割合が異なる。三重県と高知県は、施設の種類により距離が異なり、三重県では、一定以上の規模である最終処分場1000m、一定以上の規模である焼却施設800m…、高知県では最終処分場500m、とその他300mのように、最終処分場の場合に、範囲が広い。次に、表3-8(b)に地域で定める場合の内容を示す。地域で定める場合では、福島県、山梨県のように周辺の居住者や自治会等を対象とする自治体、新潟県のように生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域とする自治体、福井県、宮崎県のように知事が定める場合がある。地域で定める場合には、代表者との同意を求めている。

次に表3-5の内、説明会の開催を定めている34道府県の説明会開催範囲を表3-9に示す。範囲に関する規定は、知事または協議により決定する場合、距離が定められている場合、地域が定められている場合、範囲不明の場合の4つ分かれる。これらの内、距離が定められている自治体を表3-10(a)に示す。岩手県、千葉県、岐阜県、鳥取県、福岡県のように、複数の距離に○がついているのは、設置する施設の種類により範囲が異なるためである。距離は200mから500mというのが一般的であるが、福岡県の最終処分場の場合には3000mと、他と比べ非常に広範囲となっている。次に、説明会開催範囲を地域で定める自治体を表3-10(b)に示す。これらの自治体では、範囲を設置区、隣接市町村、自治会等としている。

同意等の取得と住民説明会の開催の両方を規定しているのは14道県となっており、それらの周辺住民の同意取得範囲と説明会開催範囲を表3-11に示す。範囲を比較すると、北海道、茨城県、群馬県、山梨県では距離又は地域が一致(表中網掛け部分)しているが、その他10と多くの府県では、同意等の取得範囲と説明会の開催範囲に関係が見られない。

表3-7 同意等の取得先

	1	2	5	6	7	8	9	10	11	12	15	17	18	19	21	24	29	33	35	38	39	45	47	
	北海道	青森県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	新潟県	石川県	福井県	山梨県	岐阜県	三重県	奈良県	岡山県	山口県	愛媛県	高知県	宮崎県	沖縄県	
周辺住民	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
隣接地の土地所有者		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
排水放流先の水利権者等		○		○	○	○	○	○		○	○					○	○	○	○		○	○		
搬入道路沿道の住民		○	○	○	○			○		○														



表 3-8 周辺住民の同意の取得範囲

(a)距離で定める場合

		10m以内	20m以内	50m以内	300m以内	500m以内	800m以内	1000m以内
1	北海道					1		
2	青森県	1				2/3		
5	秋田県			※				
6	山形県					2/3		
8	茨城県				1			
10	群馬県			1	4/5			
24	三重県	4/5	4/5	4/5		4/5	4/5	4/5
39	高知県				2/3	2/3		

※町内会等住民組織との同意

(b)地域で定める場合

No	県名	内容
7	福島県	周辺の居住者
12	千葉県	関係住民(世帯主)2/3以上で構成する団体の長
15	新潟県	生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域の代表者
18	福井県	知事が計画書から関係地域を設定する
19	山梨県	地元自治会等
21	岐阜県	設置に関し、意見のある者
29	奈良県	施設設置場所の自治会長
33	岡山県	地元住民の代表者
35	山口県	関係自治会の代表者又は関係自治会内に居住する者の2/3以上
38	愛媛県	関係地域住民
45	宮崎県	関係市町村長及び事前協議者との協議の上、知事が定める地域の住民

表 3-9 説明会の開催範囲の規定

	1	3	4	5	6	8	9	10	12	15	16	17	18	19	20	21	22
	北海道	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県
知事または協議により決定							○		○		○	○	○		○		
距離が定められている	○	○				○		○	○								○
地域が定められている			○											○			○
範囲不明				○	○					○							
	23	25	26	27	28	31	32	34	35	40	41	42	43	44	45	46	47
	愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	鳥取県	島根県	広島県	山口県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
知事または協議により決定	○	○			○			○	○			○	○	○	○	○	○
距離が定められている						○			○	○							
地域が定められている			○	○					○		○						
範囲不明							○										

表 3-10 説明会の開催範囲

(a)距離で定められている場合

No	道 県	距離				
		50m以内	200m以内	300m以内	500m以内	3000m以内
1	北海道				○	
3	岩手県		○	○	○	
8	茨城県			○		
10	群馬県			○		
12	千葉県		○	○		
21	岐阜県		○		○	
31	鳥取県	○	○		○	
35	山口県				○	
40	福岡県			○		○

(b)地域が定められている場合

No	府 県	説明会開催地域
4	宮城県	設置予定地及び隣接する市町村
19	山梨県	地元自治会等
22	静岡県	設置予定地及び隣接地の自治会
26	京都府	ばい煙の最大着地濃度の距離の2倍以内
27	大阪府	設置予定地及び隣接する自治会
35	山口県	生活環境に影響を及ぼす区域の自治会
41	佐賀県	設置予定地の所在する地区

表 3-11 同意等の取得範囲と住民説明会開催範囲の関係

	同意等の取得範囲	説明会開催範囲									
		距離				地域	距離				地域
		50m以内	200m以内	300m以内	500m以内		50m以内	200m以内	300m以内	500m以内	
1	北海道				1					○	
6	山形県				2/3						
8	茨城県			1						○	
9	栃木県										
10	群馬県	1		4/5						○	
12	千葉県									○	
15	新潟県					○					
17	石川県										
18	福井県					○					
19	山梨県					○					○
21	岐阜県					○		○		○	
35	山口県					○				○	○
45	宮崎県					○					
47	沖縄県										

同意と説明会の範囲が一致

### 3.4 アンケートによる実例調査

#### 3.4.1 アンケート回答施設

アンケート回答施設を表 3-12 に示す。施設の種類ごとに焼却施設を I 1～I 5, 中和施設を N1, 破碎施設を C1～C5, 最終処分場を S1(安定型), M1～M13(管理型)と通し番号をつけた。許可の区分には, 新設と変更があり, 焼却施設は新設 4, 変更 1, 破碎施設は新設 4, 変更 1, 中和施設は新設 1, 安定型最終処分場は変更 1, 管理型最終処分場は新設 3, 変更 10 となっており, 最終処分場では変更が多い。処理能力は, 最終処分場では面積, それ以外を一日あたりの処理能力とした。最終処分場の変更における面積は, 変更により増加する分の面積とした。これらの内, I 4 は現在計画段階であり, 事前手続きを行っておらず, M3 は設置当時, 事前手続きを必要としなかった。また, C1 は規模が小さいため, C3 は扱う廃棄物が表 3-1 に該当しないため, 法の許可を必要としない施設である。

表 3-12 アンケート回答施設

施設種類	整理番号	申請区分	周辺施設の有無	処理能力		適用された条例又は要綱等の管轄	備考
				最終処分場	その他		
				面積 [ha]	処理規模 (t/d)		
焼却施設	I1	新設	無		70	山形県	
	I2	新設	有		96	金沢市	2基稼働していた内、老朽化した1基を廃止し、新設した。
	I3	新設	無		36	熊本県	
	I4	変更					これから手続きを行う予定
	I5	新設	有		複合施設	三重県	複合施設(焼却318t/d×2,乾燥100t/d,炭化30t/d,焙焼187t/d)
中和施設	N1	新設	有		8	新潟市	
破碎施設	C1	新設	有		3	三重県	法の許可対象施設ではない
	C2	新設	有		552	横浜市	
	C3	新設			75	大阪府	法の許可対象施設ではない
	C4	新設	無		808	大阪府	
	C5	変更			620	下関市	
最終処分場	S1	変更			1.7	千葉県	
	M1	変更			5.8	兵庫県	
	M2	新設	無		4.6	仙台市	
	M3	新設				(下関市)	設置当時事前協議を必要としなかったため、手続きに関する回答なし
	M4	新設	無		6.4	大阪府	
	M5	変更			1.5	山形県	
	M6	変更			3.9	いわき市	
	M7	変更			0.9	北海道	
	M8	変更			2.6	山形県	
	M9	変更			2.9	金沢市	
	M10	変更			4.6	広島県	
	M11	変更			4.5	(京都府)	事前手続きに関する条例の施行前に行った手続き。
	M12	変更			4.9	大阪府	
M13	変更			6.0	北海道		

■ 該当しない項目

### 3.4.2 手続きの内容と期間

施設の種類ごとに、各事例の手続き内容及び期間を図 3-5 に示す。図中には、施設ごとに処理能力、企業名、設置地区を管轄する自治体を記載している。アンケート用紙では質問を設けていなかったが、法による許可申請書の提出から許可取得までの期間を後日確認し、図中赤で示している。

#### (1) 焼却施設(図 3-5(a))

手続き開始から終了までの期間は、3～5 年となっている。手続きで多くの時間を要しているのは、事前相談 (I1, I2), 協定 (I1), アセス (I2, I5) であり、特に I5 のアセスが 4 年強と長期間を要している。

#### (2) 中和施設(図 3-5(b))

他の事例と比べ、アセスが 1 ヶ月と短く、手続き全体にかかる期間も 1 年程と短い。

#### (3) 破碎施設(図 3-5(c))

手続き全体にかかる期間は、1～2 年であり、時間を要している手続きは、事業計画書 (C2), アセス (C4), 事前相談 (C5) である。

C1 は小規模であるため、C3 は廃石膏ボードのリサイクル施設であり、法の許可を必要としない施設である。C5 の変更とは、既存の移動式破碎施設に選別施設を付け加えるといった内容である。

#### (4) 最終処分場(図 3-5(d))

安定型最終処分場と管理型最終処分場を 1 つにまとめて最終処分場とした。手続きの期間は、多くは 1～5 年程度であるが、8 年以上の事例 (M5, M6) もある。特に時間のかかっている手続きは、事前協議書 (S1, M2, M8, M9), 事前相談 (M1, M5, M8), アセス (多数) 等である。

M2 で許可取得から協定の締結まで 2 年間の空白があるのは、施設の建設終了後の営業を開始する際に協定を締結したためである。M5 の手続きに約 3 年間の空白があるのは、手続きを一度中断していたためである。M10 の手続き中の空白期間は、町議会選挙と時期が重なり、住民説明会の時期をずらしたためである。また、M10 は 1997 年の手続き内容に関する法改正 (生活環境影響調査, 利害関係者の意見聴取等) 以前の設置となっている。M5, M6, M8, M11 の施設は、アンケート調査時に手続きの途中であったため、現在までの状況、又は手続き終了予定時期を記載している。

(a) 焼却施設

I1 焼却施設(新設) 70t/日 山形県

手続き内容	期間	2002年	2003年	2004年	2005年
事前相談	29	■		■	
住民説明会	1	■			
協定の締結	42	■			■
アセス	9			■	
事前協議書	4			■	
専門家意見	1			■	
許可申請	3				■

I2 焼却施設(新設) 96t/日 金沢市

手続き内容	期間	2006年	2007年	2008年	2009年
事前相談	18	■			
アセス	16		■		
事前協議書	9			■	
事業計画書	5			■	
関係者意見	1			■	
専門家意見	1			■	
同意等	1			■	
住民説明会	1			■	
協定の締結	1			■	
許可申請	4				■

I3 焼却施設(新設) 36t/日 熊本県 ※手続き中

手続き内容	期間	2014年	2015年	2016年
アセス	5		■	
事業計画書	9		■	
住民説明会	1		■	
関係者意見	2		■	

I5 焼却施設(新設) 複合施設(焼却318t/d×2,乾燥100t/d,炭化30t/d,焙焼187t/d)

手続き内容	期間	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
アセス	51	■			■		
事前相談	2				■		
住民説明会	4				■		
同意等	3				■		
現地調査	1				■		
事業計画書	5				■		
事前協議書	5				■		
関係者意見	2				■		
協定の締結	1				■		
専門家意見	2				■		
許可申請	9					■	■

(b) 中和施設

N1 中和施設(新設) 8t/日 新潟市

手続き内容	期間	2014年	2015年
アセス	1	■	
事前協議書	5		■
許可申請	2		■

(c) 破碎施設

C1 破碎施設(新設) 3t/日 三重県

手続き内容	期間	2011年	2012年
事前相談	2		■
事業計画書	2		■
住民説明会	4		■
同意等	4		■
協定の締結	3		■
事前協議書	5		■
現地調査	1		■
関係者意見	3		■
確認検査	3		■

図 3-5 事例ごとの手続き(1/4)

C2 破碎施設(新設) 552t/日 横浜市

手続き内容	期間	2013年	2014年	2015年
事前相談	不明確			
事業計画書	13			
住民説明会	9			
同意等	1			
協定の締結	1			
アセス	3			
現地調査	1			
許可申請	3			

C3 破碎施設(新設) 75t/日 大阪府

手続き内容	期間	2006年	2007年
事前相談	不明		
事前協議書	2		
関係者意見	2		
事業計画書	2		
住民説明会	2		
協定の締結	1		

C4 破碎施設(新設) 808t/日 大阪府

手続き内容	期間	2000年	2001年	2002年
事前相談	不明			
アセス	23			
事前協議書	2			
事業計画書	2			
住民説明会	2			
協定の締結	1			
許可申請	2			

C5 破碎施設(変更) 620t/日 下関市

手続き内容	期間	2014年	2015年
事前相談	14		
現地調査	3		
住民説明会	5		
同意等	1		
事前協議書	3		
許可申請	2		

(d) 最終処分場

S1 安定型最終処分場(変更) 1.7ha 千葉県

手続き内容	期間	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
事前相談	2						
アセス	9						
事前協議書	19						
関係者意見	4						
同意等	2						
協定の締結	1						
専門家意見	8						
現地調査	1						
許可申請	24						

M1 管理型最終処分場(変更) 5.8ha 兵庫県

手続き内容	期間	2012年	2013年	2014年	2015年
事前相談	13				
アセス	12				
事前協議書	8				
事業計画書	2				
説明会報告書	1				
専門委員会	4				
許可申請	13				

図 3-5 事例ごとの手続き(2/4)

M2 管理型最終処分場(新設) 4.6ha 仙台市

手続き内容	期間	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
事前相談	3						
アセス	15						
同意等	4						
住民説明会							
事前協議書	13						
関係者意見	3						
専門家意見	5						
協定の締結	2						
許可申請	8						

M4 管理型最終処分場(新設) 6.4ha 大阪府

手続き内容	期間	2004年	2005年	2006年
事前相談	不明			
アセス	15			
事前協議書	3			
関係者意見	2			
専門家意見	6			
事業計画書	4			
住民説明会	4			
協定の締結	1			
許可申請	6			

M5 管理型最終処分場(変更) 1.5ha 山形県 ※手続き中

手続き内容	期間	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
事前相談	18									
アセス	17									
事業計画書	1									
現地調査	1									
住民説明会	3									
同意等	1									
協定の締結										
事前協議書	1									
専門家意見	1									

M6 管理型最終処分場(変更) いわき市 ※手続き中

手続き内容	期間	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
住民説明会	1									
同意等	3									
事前相談	5									
事業計画書	11									
アセス	53									
現地調査	1									
事前協議書	7									
関係者意見	3									
専門家意見	5									
許可手続き										

M7 管理型最終処分場(変更) 0.9ha 北海道

手続き内容	期間	2013年	2014年	2015年
アセス	13			
事業計画書	5			
協定の締結	7			
許可申請書	6			

M8 管理型最終処分場(変更) 2.6ha 山形県 ※手続き中

手続き内容	期間	2012年	2013年	2014年	2015年
事前相談	18				
アセス	27				
事業計画書	6				
現地調査	1				
住民説明会	3				
同意等	4				
事前協議書	25				
協定の締結	2				
専門家意見	1				

図 3-5 事例ごとの手続き(3/4)

M9 管理型最終処分場(変更) 2.9ha 金沢市

手続き内容	期間	1999年	2000年
事業計画書	12		
事前協議書	12		
同意等	17		
協定の締結	18		
アセス	18		
現地調査	1		
関係者意見	2		
専門家意見	2		
住民説明会	1		
許可申請	4		

M10 管理型最終処分場(変更) 4.6ha 広島県

手続き内容	期間	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年
事前相談	不明						
事業計画書	1						
アセス	24						
住民説明会	1						
関係者意見	2						
許可申請	14						

M11 管理型最終処分場(変更) 4.5ha 京都府 ※手続き中

手続き内容	期間	2013年	2014年	2015年	2016年
事前相談	不明				
住民説明会	11				
事業計画書	1				
アセス	13				
同意等	1				
事前協議書	6				
関係者意見	2				
専門家意見	3				
現地調査	1				
許可申請	7				

M12 管理型最終処分場(変更) 4.9ha 大阪府

手続き内容	期間	2010年	2011年
事前相談	不明		
事前協議書	4		
アセス	9		
関係者意見	1		
専門家意見	8		
事業計画書	2		
住民説明会	1		
許可申請	4		

M13 管理型最終処分場(変更) 北海道 6.0ha

手続き内容	期間	2010年	2011年	2012年
事前相談	7			
アセス	5			
事業計画書	18			
関係者意見	2			
専門家意見	4			
協定の締結	1			
許可申請	4			

図 3-5 事例ごとの手続き(4/4)

3.4.3 長期化の要因

各手続きの所要月数を図 3-6 に示す。手続きの期間は施設によりばらつきがあるが、(a)事前相談、(b)アセス(生活環境影響調査等)、(f)事前協議書手続きに、1年以上と長期間を要する事例が多い。その他の手続きは、ほとんどが1年以内であるが、(b)事業計画書手続きのM13、(i)同意取得のM9、(j)協定の締結のI1、M9等、一部で長期間を要している事例がみられる。(c)アセス、(f)事前協議書手続きでは、特に最終処分場の場合に長期間を要している事例が多くみられる。新設(表中緑)と変更(表中赤)を比べると、変更であっても手続きに長期間を要している。



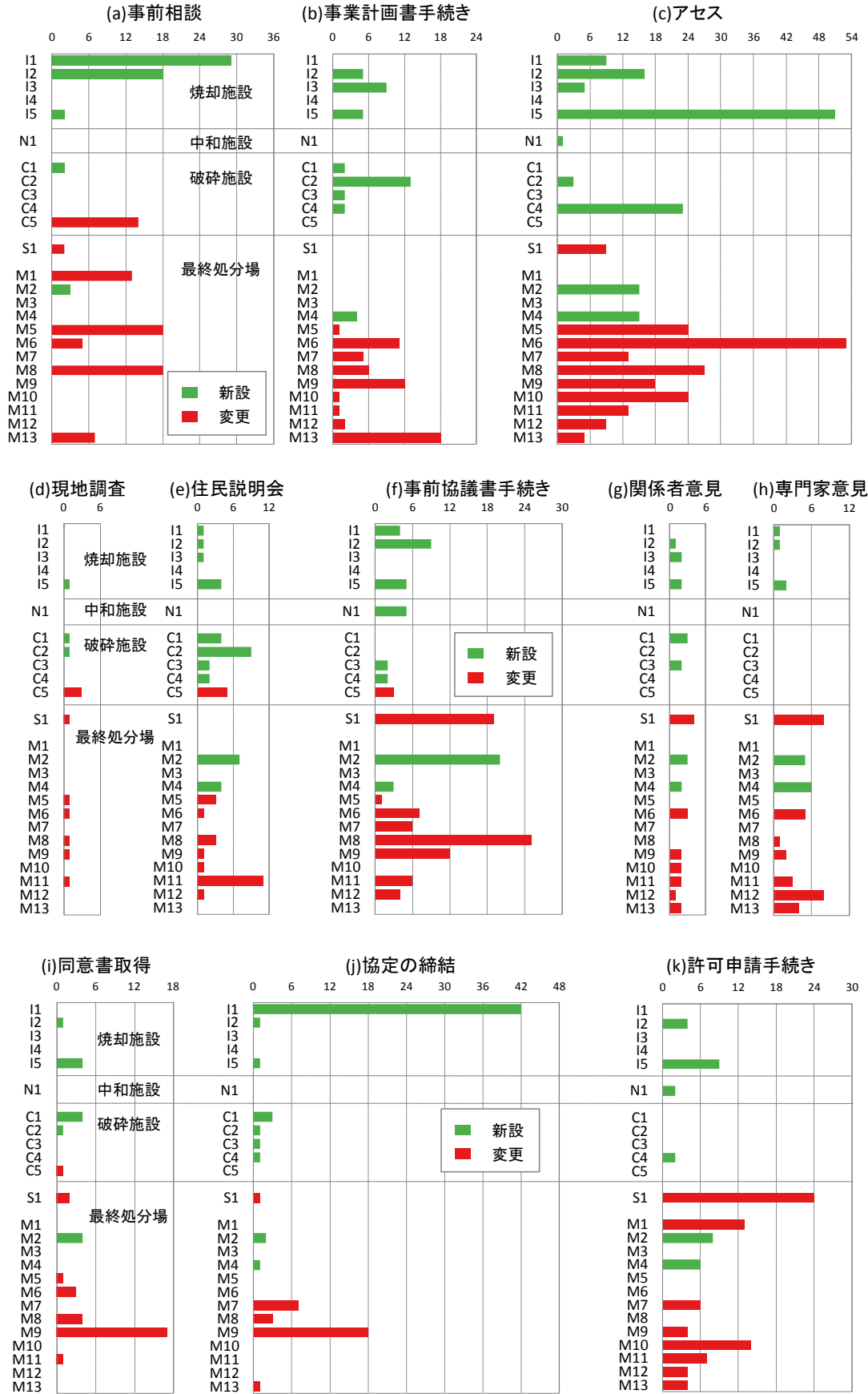


図 3-6 手続きごとの所要月数比較

次に、長期間を要している手続きの内容について、アンケートの回答者へヒアリングを行った。

(1) 事前相談が長期間を要した理由

事前相談が長期化した理由は、計画の見直し、専門委員会との協議、関係法令への対応に分けられた。表 3-13 にそれぞれの内容を示す。

I1 は、山形市との協定により、ダイオキシン類の排出基準を法定基準の 1/10 としたため、当初ストーカ炉で計画していたものを、熔融付きのロータリーキルン炉への変更が必要となり、これらの手続き、設計の変更時間に時間を要した。M5 は、自治体担当者より、今後埋立処分量が減少し、処理費用の単価も下がる中、現在の計画で将来事業を安定して継続できるのかという指摘があり、経営シミュレーションの見直しを行った。当初、処分場の増設にあわせて浸出水処理施設を新たに設置する予定であったが、既存の処分場を閉鎖してから増設部分を稼働することにより、既存の水処理施設で対応する等の変更を行った。C5 は、自社の都合により計画を見直した。

I2 は、メーカーと同席の上で専門委員会と協議し、その意見を反映させる打ち合わせのため長期間を要した。この協議では、構想中の施設の図面や構造といった細かな技術に関する指摘を受け、それを設計に反映させた。

M1 と M8 は、廃棄物処理法の他に森林法による林地開発許可や、農地法による農地転用許可制度等のための関係機関との手続きに時間を要した。

以上のうち、M5 と M8 は処分場の変更であるにもかかわらず、長期のアセスを必要としている。

(2) アセスが長期間、短期間である理由

アセスが長期化した理由を表 3-14 に示す。主な理由は、調査項目の追加、自治体担当者との協議、条例アセスである。

調査項目の追加としては、生活環境影響調査で定められる 6 項目の他に動植物等の生態系や、温室効果ガスについての調査を求められている。I2 では、当初調査は 1 年間の予定であったが、

表 3-13 事前相談が長期化した理由

理由	内容	該当施設	期間 [月]
計画の見直し	市との協定により、ダイオキシン類の排出基準が厳しくなり、新たな基準を順守するため、機種選定からやり直した。	I1	29
	経営シミュレーションの変更を行った。	M5 (変更)	18
	自社の都合により一度計画の見直しを行った。	C5	14
専門委員会との協議	事前協議以降の手続きを円滑にする狙いで、メーカー同席の上で専門委員会と協議し、その意見を事前に反映させる打ち合わせを実施した。	I2	18
関係法令への対応	森林法、農地法等の関係法令の手続きを行った。	M1	12
		M8 (変更)	18

表 3-14 アセスが長期化した理由

理由	内容	該当施設	期間 [月]
調査項目の追加	6項目の他、動植物と温室効果ガスの調査を行った。	I2	16
	6項目の他に動植物の調査を行った。	M2	15
	6項目の他に動植物の調査を行った。	M5 (変更)	17
協議	調査前に行われる自治体担当者との協議に長期間を要した。	C4	23
		M4	15
条例アセス	条例による環境アセスメントが必要となった。方法書に11ヶ月、現地調査に12ヶ月、準備書に21ヶ月、評価書に7ヶ月を要した。調査内容は、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、地形及び地質、土壌、陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系、景観、廃棄物等、温室効果ガス等	I5	51
	山形県の条例アセスの対象となった。方法書に5ヶ月、現地調査に12ヶ月、準備書に7ヶ月、評価書に3ヶ月を要した。調査項目は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、底質、地下水、地形及び地質、地盤、植物、動物、生態系、廃棄物等、温室効果ガス等	M8 (変更)	27

調査途中で猛禽類（ミサゴ）が確認されたため、その調査だけ4ヶ月遅れている。M2では、処分場建設用地が山林であり、条例にて保全区域に指定されていたため、保護対象の木々や草花の調査を実施し、保護対象の植物を建設用地から外れた自社で所有している山林に全て移植した。M5では、自治体担当者の指摘により、後の専門委員会で動植物について聞かれる可能性があるとのことで、動植物に関する調査を行った。

C4、M4は生活環境影響調査を行う前の、自治体担当者との調査や予測の方法についての協議に時間を要している。

条例アセスとは、都道府県等が条例により定める環境アセスメントのことである。廃棄物処理法の許可を必要とする廃棄物処理施設設置の際には、生活環境影響調査が義務付けられているが、最終処分場と焼却施設に関しては、一定規模以上の施設になると、条例アセスの対象となり、調査項目の増加及び、方法書、準備書、評価書の手続きが必要となる。I5の現地調査期間は12ヶ月であるが、その他の方法書、準備書、評価書に係る公告・縦覧、住民、市町村、知事、専門委員会からの意見聴取やそれに対する回答等の手続きのため、全体として51ヶ月を要している。準備書手続きに21ヶ月を要しており、これは事業計画の変更があったためである。M8も現地調査期間は1年程度であるが、その他の手続きのため、全体として27ヶ月を要している。

条例アセスの対象となるか否かは、自治体により異なる。アンケート回答のあった最終処分場の管轄自治体の条例アセスの対象となる要件を表3-15に示す。兵庫県は15ha、北海道は30ha又は15haであるが、山形県は3ha、福島県は5haと設置地区により要件が大きく異なる。そのため、同じ規模の施設を建設する場合であっても、設置地区により手続きに要する期間は大幅に異なると考えられる。

次に、アセスが短期間で終了した理由をまとめたものを表3-16に示す。理由は調査項目が少ないこと、又はアセスの簡素化のためである。

N1では騒音と振動のみの調査を行っており、I1では設置地区が工業団地内であり、隣接住居等からの距離をふまえ、大気のみを調査を行っており、いずれも調査項目が少ないため、短期間で終了している。M13は、最終処分場の増設であったことから、協議の際に、通常約1年行うアセスを半年間行い、新設時の状況と特に変わりがなければ、そこで終了してよいとしたため、短期間となっている。この対応は、表3-14のM5、M8と対照的である。

表3-15 条例アセスの対象となる要件

管轄自治体	埋立面積及び容量の要件	条例アセスの対象に	
		該当	非該当
福島県	5ha以上、又は25万m <sup>3</sup> 以上	M6(53)	
山形県	3ha以上、又は15万m <sup>3</sup> 以上	M8(27)	M5(17)
兵庫県	15ha以上		M1(12)
仙台市	5ha以上		M2(15)
北海道	第一種事業:30ha以上 第二種事業:15ha以上30ha未満		M13(5) M7(13)
金沢市	5ha以上		M9(18)
大阪府	10ha以上		M4(15) M12(9)
広島県	10ha以上		M10(24)
京都府	5ha以上		M11(13)

※( )内はアセスに要した期間[ヶ月]

表3-16 アセスが短期間で終了した理由

理由	内容	該当施設	期間[月]
調査項目が少ない	騒音、振動のみを調査した。	N1	1
	工業団地内の施設設置であり、隣接住居等から十分な距離があるということで、騒音振動悪臭の調査を省略し、大気のみを調査した。	I1	9
アセスの簡素化	増設申請のため、通常約1年かけて行う調査を半年行い、新設時と大きな変化がなければそれとよしとした。	M13(変更)	5

### (3) 事前協議書手続きが長期間を要した理由

事前協議所手続きが長期化した理由は担当者、専門委員会からの指示事項に対応するためである。内容を表 3-17 に示す。

S1 は、新しい担当者への再度の説明及び、法手続きの専門委員会のため、事前に細かな指示事項や書類の添付が求められたため、時間を要している。具体的には、

地下水の流向の調査（1 年以上ごと月の調査が必要）、廃棄物埋立管理計画（維持管理マニュアル等の添付）、モニタリング計画（水質検査結果の一覧表提出 過去 10 年分）等の提出が求められた。

M8 は、県の専門委員からの指摘事項への対応のため時間を要した。地質地盤の安定性については、ボーリング調査及び既存の文献調査により説明したが、それだけでは納得しない委員がいたため、説明を繰り返した。水処理施設に関しては担当者との協議の結果、50 年に一度の大雨に対応できる施設としたが、50 年に一度の雨よりも、日々の負荷に見合った小さい施設が良いのではないかとする委員がいたため、説明を繰り返した。以上のような委員会への対応に時間を要した。

表 3-17 事前協議手続きが長期化した理由

理由	内容	該当施設	期間 [月]
担当者や専門委員会からの指示事項	新しい担当者への再度の説明のため時間がかかった。また、法手続きの専門委員会をスムーズに執り行われるために、かなり細かな指示事項（調査等）や書類の添付を求められた。	S1 (変更)	19
	県の技術審査会からの指摘事項への対応。	M8 (変更)	25

### (4) その他の手続きが長期間を要した理由

その他の手続きが長期化している理由を表 3-18 に示す。

住民説明会に 11 ヶ月を要した M11 は、地区が多く、直近の地区住民に対して説明を重ねた。M9 は同意の取得及び協定の締結に時間を要したが、設置手続きと歩調を合わせて説明を重ね、行政の審査終了をもって同意を取得したことによる。M13 は、計画書の内容について、支庁及び道の担当者と協議を行ったため、事業計画書手続きに長期間を要した。この協議では、施設の図面や水処理施設の仕様書等の申請

表 3-18 その他の手続きが長期化した理由

手続き内容	理由	内容	該当施設	期間 [月]
住民説明会	地域が多いため	行政区としては 1 地域だが、行政区内に更に細分化された地区が 12 区存在しており、直近の地区住民に対しては説明を重ねたため、合計 10 回となっている。	M11 (変更)	11
同意、協定	説明を繰り返したため	設置手続きと歩調を合わせ、地元に対し説明を繰り返した。行政の審査が終了したことをもって最後に同意取得及び協定の締結を行った。	M9 (変更)	17
事業計画書手続き	協議	胆振総合振興局、道生活環境部との内容の修正等の協議を行った。	M13 (変更)	18
協定	上乘せ基準	協定により、ダイオキシン類の排出基準値が法定基準の 1/10 としたため、機種選定が必要となった（表 3-13 11）。また、住民への安全性の説明を繰り返した。	I1	42

書に必要な書類の確認や、地図中の水処理施設の色や、誤字脱字の確認といった、資料の内容に関する修正を行った。協定に時間を要した I1 は、公害防止協定により、ダイオキシン類の排出基準を法の基準値の 1/10 を提示され、焼却施設の機種、構造の変更及び住民への安全性の説明に時間を要した。

### 3.4.4 手続きにおいて苦勞した点

手続きにおいて最も苦勞した点を表 3-19 に示す。アセスに関するもの、関連法令等の手続きに関するもの、自治体との協議に関するもの、同意の取得に関するものがある。

アセスに関して苦勞している点は、時間がかかること (M6)、生活環境影響調査の実施と予測評価 (M9)、行政担当官による環境影響評価書記載内容の修正 (M10)、計画書の策定、とりまとめ及び有識者委員会 (M12) となっている。

施設設置の際には、廃棄物処理法の他に、森林法、農地法、道路法、河川法、土壌汚染対策法、文化財保護法、適化法 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律)、農業振興地域の整備に関する法律、地方自治法や、その他にも自治体ごとに定める条例等の手続きを行う必要があり、こうした関連法令等の手続きに苦勞している。(M1, M11)

自治体との協議において苦勞した点としては、処理能力の根拠説明や処理方法の大幅変更 (N1)、専門委員会に向けた県の担当者との打ち合わせ (S1)、水処理施設からの排水量の制御方法についての協議 (M2)、事前協議書の前に提出する事業概要書に関する相談 (M8) 等が挙げられている。

同意の取得に関しては、100 以上の同意を取得したこと (I5) や、要綱では定められていない地域の同意を求められたこと (M8) となっている。

表 3-19 手続きにおいて苦勞した点

最も苦勞した点	内容	該当施設
アセス	事前協議、環境アセスに時間がかかりすぎる。	M6 (変更)
	生活環境影響調査の実施と予測評価	M9 (変更)
	行政担当官の指導による環境影響評価書記載内容の修正	M10
	計画書の策定、とりまとめ及び有識者委員会の開催	M12 (変更)
関連法令等の手続き	廃掃法、森林法、農地法、道路法、河川法、土壌汚染対策法、文化財保護法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律、地方自治法、残土条例、溜池保全条例、みどり条例、法定外公共物管理条例、環境影響評価条例等の申請が多すぎる。(表3-13参照)	M1
	廃掃法、森林法、農地法、河川法、土対法、残土条例、京都府環境影響評価条例、法定外公共物関連申請と申請手続きが多く、なかなか進まない。	M11 (変更)
自治体との協議	全国的には一般的な施設だが、市内で初の施設であったため、処理能力の根拠説明や処理方法等の大幅変更を行う事態となり、時間がかかった。	N1
	専門委員会に向け、県の担当者との事前打ち合わせに時間がかかり、県の審議会の開催までに1年かかった。(表3-16参照)	S1 (変更)
	仙台市には広瀬川の清流を守る条例があり、当社処分場からの処理水が小さな沢を経由して広瀬川に流れこむため、総排水量の規制日量400m3以下を守らなくてはならない。その際に、人的な操作ではなく、監視装置にて処理水の放流が399m3を超えないようなシステムに変更するよう求められ、協議に時間を要した。	M2
同意の取得	事前協議書の前に事業概要書を提出し、相談する必要がある。約1年6ヶ月かかった。(表3-13参照)	M8 (変更)
	同意の対象が100戸以上にのぼり、4ヶ月かかった。反対はなかった。	I5
	同意について、要綱にない地区も説明会と同様に求められた。	M8 (変更)

## 参考文献

- 1) 環境省・大臣官房廃棄物・リサイクル対策部・循環型社会推進室，（平成 13 年），循環型社会白書（平成 13 年版），株式会社ぎょうせい
- 2) 厚生省生活環境局水道環境部，（1997），廃棄物処理法改正のポイント，第一法規，

## 謝辞

本研究の実施にあたっては，公益社団法人全国産業廃棄物連合会を通じて，多くの方々のご協力を得た。深く感謝いたします。また，第 2 章のデータを提供していただいた K 社のご協力に感謝いたします。

## 第4章 結論

### (1) マニフェスト分類の問題点

第2章では、現場での廃棄物分類と内容物、処理の関係を示した。特に、「汚泥」では、多種多様な廃棄物が含まれることが明らかとなった。分類上「汚泥」として管理されているが、下水汚泥は、紙やプラスチック等のスクリーンかすや土砂である沈砂であり、上水汚泥、建設汚泥等の無機汚泥、食品汚泥等の有機汚泥と中身はばらばらであり、廃棄物の特性に応じて処理方法も異なる。また、焼却処理では、様々に分類された廃棄物が、一定の発熱量となるように調節され、適切な運転管理の元、一緒に処理されている。

適性な処理とは、分類や名称ではなく、廃棄物にふさわしい処理を行うことである。現在は、許可取得時にマニフェスト分類と処理方法を予め定めなければならないが、分類が廃棄物の内容を表しておらず、自治体による分類方法の違いが処理を困難としている場合がある。処理側は、図4-1に示すように、明確な受入基準を示し、廃棄物の分類によって受け入れを決めるのではなく、技術的に処理が可能かどうかによって処理方法を判断するべきである。その際の情報として、環境省より公開されている、廃棄物データシート<sup>1)</sup>が利用できると思われる。マニフェスト制度は、廃棄物の追跡のための管理票として使用し、処理とは切り離して存続するのが望ましい。

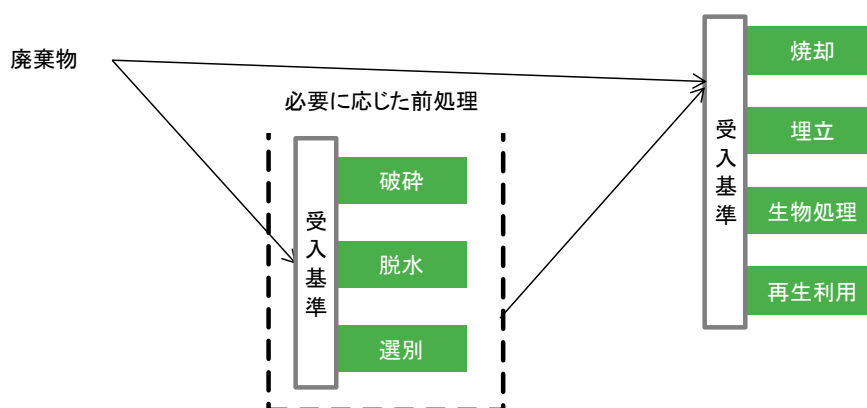


図4-1 特性に応じた処理のイメージ

### (2) 施設設置手続きの長期化

第3章での事前手続きに関する調査により、規定内容と現場での状況が明らかとなった。条例又は要綱等の調査により、事前手続きの主要な手続き内容、対象となる施設、そして同意や説明会の内容が、いずれも都道府県ごとに異なるということが明らかとなった。

実例調査では、長期化の主な要因は、①担当者との協議、②専門委員会への対応、③住民対応、④アセスであることが明らかとなった。特に④アセスでは、条例アセスの適用となった場合に長期間を要している。

各自治体は様々に事前手続きを定めているが、手続きが長期化することは、処理業者、行政双方にとって利益はない。法手続きがあるにも関わらず、事前手続きが必要であるかを再検討する必要がある。

参考文献

1)廃棄物情報の提供に関するガイドライン-WDS ガイドライン-(第2版), 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部, 平成25年6月



## 巻末付録

付録 3-1	都道府県ごとの事前手続きを定める規定	50
付録 3-2	同意取得対象の規定内容	51
付録 3-3	説明会開催範囲の規定内容	53
付録 3-4	都道府県ごとの事前手続き内容	55
付録 3-5	アンケート回答用紙	61

付録 3-1 都道府県ごとの事前手続きを定める規定

No.	都道府県	条例、要綱等の名称
1	北海道	北海道循環型社会形成の推進に関する条例
2	青森県	青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱
3	岩手県	循環型地域社会の形成に関する条例
4	宮城県	産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例 産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱
5	秋田県	秋田県廃棄物処理施設の設置等及び維持管理に関する指導要綱
6	山形県	山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱
7	福島県	福島県産業廃棄物処理指導要綱
8	茨城県	茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例
9	栃木県	栃木県廃棄物処理に関する指導要綱
10	群馬県	群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程
11	埼玉県	産業廃棄物処理施設設置許可に関する手続きを定める要領
12	千葉県	千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集
13	東京都	※事前協議に関する条例、要綱等はない
14	神奈川県	不明
15	新潟県	新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱
16	富山県	富山県産業廃棄物適正処理指導要綱
17	石川県	石川県廃棄物適正処理指導要綱
18	福井県	福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱
19	山梨県	山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領
20	長野県	廃棄物の適正な処理の確保に関する条例
21	岐阜県	岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化等に関する条例
22	静岡県	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱
23	愛知県	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例
24	三重県	三重県産業廃棄物処理指導要綱
25	滋賀県	滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱
26	京都府	京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続きに関する条例
27	大阪府	大阪府循環型社会形成推進条例 大阪府産業廃棄物事前協議取扱指針
28	兵庫県	産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例
29	奈良県	奈良県産業廃棄物処理指導要綱
30	和歌山県	産業廃棄物許可申請等に係る事前調査事務取扱要領
31	鳥取県	鳥取県廃棄物処理施設設置手続き条例
32	島根県	島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱
33	岡山県	岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱
34	広島県	産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱
35	山口県	山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱
36	徳島県	徳島県産業廃棄物処理指導要綱
37	香川県	香川県産業廃棄物処理指導要綱
38	愛媛県	愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱
39	高知県	高知県産業廃棄物処理指導要綱
40	福岡県	福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例
41	佐賀県	佐賀県産業廃棄物処理施設の設置等に関する事務取扱要領
42	長崎県	長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱
43	熊本県	熊本県産業廃棄物指導要綱 熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱
44	大分県	大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例
45	宮崎県	宮崎県産業廃棄物処理施設設置指導要綱
46	鹿児島県	鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱
47	沖縄県	沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱

付録 3-2 同意取得対象の規定内容 (1/2)

No.	都道府県	内容
1	北海道	施設の設置を住宅地から500m以上離れることとしているが、500m以内に住宅がある場合にはその住宅の代表者の合意を必要とする
2	青森県	・10m以内の土地所有者、居住者全員 ・処理の伴う排水がある場合、放流地点から下流おおむね500m以内の水利権者及び水路等の管理者全員 (1)500m以内に居住者がいる場合 該当する居住者が属する町内会等住民組織を構成する居住者及び搬入道路に隣接する土地の居住者の2/3以上 (2)500m以内に居住者がいない場合 搬入道路に隣接する土地の居住者の2/3以上及び搬入道路を含む設置等予定地に最も近接する土地の居住者が属する町内会等住民組織の複数の代表者
5	秋田県	・隣接する土地の所有者 ・最終処分条に限り排水の放流先となる河川水路等の管理者 (1)500m以内に住民が居住している場合 当該住民が属している町内会等の住民組織との協定又は複数の代表者 (2)500m以内に住民が居住していない場合 搬入道路にあたる直近の居住者が属する町内会等の住民組織との協定又は複数の代表者
6	山形県	・隣接者全員 ・施設から500m以内に居住者がいる場合はその居住者の地区の代表者又はその地区の2/3以上の世帯主 ・放流水がある場合は原則として放流先の第1利水者
7	福島県	・隣接する土地の所有者 ・施設等予定地周辺の居住者 ・搬入道路周辺の居住者 ・下流域の水利権者、水路管理者等 ・地区代表者
8	茨城県	・敷地境界から300m以内に居住する者 ・隣接する土地の所有者 ・排水等を放流する水路等の管理者
9	栃木県	・隣接する土地の所有者 ・排水を放流する地点から下流500m以内の利水権者
10	群馬県	・設置場所の土地所有者等の全員 ・敷地境界から20m以内の土地所有者全員 ・敷地境界から50m以内の住民全員 ・敷地境界から300m以内の居住者の4/5以上 ・排水の排出口の直下流おおむね500m以内の河川等の管理者、河川等の水利権者、農業等の河川等利用者の全員 ・施設より500m以内の地域から湧出する地下水又は湧き水の利用者全員 ・運搬車により交通量が相当程度増加すると知事が認める区間及び搬入道路又は水路等の新設もしくは改良の区間における敷地並びに敷地に接する土地の土地所有者等及び居住者等の全員
11	埼玉県	・隣接する土地所有者
12	千葉県	(1)最終処分場 ・施設設置予定地の土地所有者 ・搬入道路の管理者 ・計画区域からおおむね10m以内の土地所有者 ・排水の放流地点からおおむね500m以内の河川、水路等の管理者、水利権者及び耕作者の団体の長 (2)中間処理施設 ・施設設置予定地の土地所有者 ・搬入道路の管理者
15	新潟県	・隣接する土地の所有者及び利用者 ・施設設置により生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域の代表者 ・排水の放流先となる河川、水路等の管理者、水利権者及び漁業権者
17	石川県	・隣接する土地の所有者及び法律上の権原に基づき当該隣接する土地を使用している者
18	福井県	・処理施設の予定地に隣接する土地の所有者及び設置区
19	山梨県	・地元自治会等(当該施設の設置予定地が所在する市町村の長が必要と認めた組、区、町内会、自治会、連合自治会等の住民組織を言う。ただし、当該予定地が市町村の境界に近いときは、隣接市町村の長と協議して設定する住民組織を含む。) ・設置予定地及びその隣接地の地権者 ・水利権者等
21	岐阜県	・当該施設の設置に関して意見のあるものとの合意を求めている
24	三重県	・敷地境界から20m以内の土地所有者及び土地の使用権原を有する者 ・排水の放流地点からおおむね1000m以内の河川、水路等の管理者、水利権者及び漁業権者 ・次に定める範囲内に居住する者(世帯主)及び事務所、店舗等の代表者又は責任者の4/5以上 (1)遮断型最終処分場、3000㎡以上の安定型最終処分場、及び1000㎡以上の管理型埋立地の敷地境界から1000m以内 (2)(1)の面積に満たない最終処分場にあつては敷地境界からおおむね500m以内 (3)中間処理施設(焼却施設を除く)及び積替え保管施設にあつては敷地境界より100m以内 (4)焼却施設にあつては敷地境界よりおおむね800m以内(ただし、1日あたりの処理能力が100トンを超えるものにあつては、おおむね1000m以内とし、処理能力200kg/h未満であり、かつ、火格子面積が2㎡未満であるものにあつてはおおむね500m以内)

付録 3-2 同意取得対象の規定内容 (2/2)

No.	都道府県	内容
29	奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設置場所の所在する自治会長</li> <li>・隣接土地所有者</li> <li>・最終処分場及び焼却施設については、施設設置場所の周辺に住家がある場合、周辺500m以内の自治会長</li> <li>・排水がある場合に下流2000m以内に農業用水等の利用がある場合、その水利権者(放流水がある場合の焼却外中間処理施設、保管・積替施設については第一次流入水の水利権者)</li> </ul>
33	岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接の土地に対し、所有権その他物権又は使用若しくは収益を目的とする権利を有する者</li> <li>・地元住民の代表者</li> <li>・放流先の水利関係者</li> </ul>
35	山口県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係自治会の代表者又は関係自治会内に居住する者の2/3以上</li> <li>・排水がある場合、堡壘イサキの河川、水路等の管理者、水利権者及び漁業権者</li> <li>・施設の敷地に隣接する土地の所有者又は管理者</li> </ul>
38	愛媛県	「関係地域住民との同意」とのみ記載されている
39	高知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接地の土地所有者及び土地の仕様権原を有する者</li> <li>・敷地境界から中間処理施設にあつては300m以内、最終処分場にあつては500m以内に居住する地域住民の世帯主の2/3以上の者</li> <li>・最終処分場からの排水を公共用水域に放流する場合、放流地点より下流500m以内の水利権者</li> </ul>
45	宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境の保全上の影響が及ぶおそれのある関係市町村長及び事前協議者が協議を行った結果をふまえ、知事が定める関係地域の住民</li> <li>・放流水がある場合、当該放流河川及び水路の直近下流部の管理者並びに利水者</li> </ul>
47	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設を設置しようとする事業場の敷地の所有者</li> <li>・処理施設に隣接する土地の所有者</li> </ul>

付録 3-3 説明会開催範囲の規定内容(1/2)

No	都道府県	対象範囲
1	北海道	最終処分場の場合、開口部から500m以内に居住するもの 廃掃法政令3.5.8及び9から13の2の施設の場合：敷地境界より500m以内に居住するもの
3	岩手県	(1) 施設設置事業場の周辺地域の居住者 原則として積替保管施設は事業場の用地から200m、中間処理施設の場合は300m、最終処分場の場合は500mの範囲に居住する者 以上の範囲以外に影響が及ぶと想定される場合はその地域を含む (2) 施設設置事業場に隣接する土地の所有者 (3) 廃棄物の搬入により交通に支障が生ずるおそれがある搬入道路に隣接する区域の居住者 (4) 施設設置事業場からの放流水の放流先水路等の管理者及び水利権者
4	宮城県	(1) 設置等しようとする場所を管轄する市町村 (2) (1)に隣接する市町村 (3) 当該処理施設を設置するにあたり、生活環境影響調査で影響が最大となると予測される地点を管轄する市町村 以上の市町村のいずれかに居住し、かつ、産業廃棄物処理施設等の設置等により生活環境に影響が及ぶおそれがあると認められる者
6	山形県	“関係住民等”とのみ記載されている
8	茨城県	当該産業廃棄物処理施設が設置されることにより生活環境上影響を受ける恐れのある住民であり、原則として敷地の境界から300メートル以内に日常生活上使用する土地、住居、工作物を有する者。
9	栃木県	知事が、関係市町村の長の意見を聞き関係地域及び関係住民の範囲を決定する。
10	群馬県	廃棄物処理施設等の敷地の境界から300m以内の地域全部又は一部を包括する地域(市町村が世知する行政区等を単位とする区域、行政区等がない地域は字の区域)
12	千葉県	知事が関係地域を指定する (1) 最終処分場の計画にあつては、計画区域からおおむね300m以内の地域及び搬入道路(国道、県道、市町村道及び法定外共用道路を除く。以下同じ。)の沿道(道路端からおおむね30m以内の地域。以下同じ。) (2) 最終処分場以外の計画にあつては、計画区域からおおむね200m以内の地域及び搬入道路の沿道
15	新潟県	「関係市町村及び地域住民等」とのみ記載されている
16	富山県	事業者は、知事の意見を聞き、当該産業廃棄物処理施設の設置に監視生活環境の保全上関係のある住民を決定する。
17	石川県	事業者は、関係地域を管轄する市町長に生活環境の保全上の見地から意見を聞き、知事と協議の上関係地域を設定する。
18	福井県	知事が周知することが適当であると認める地域を設定する
19	山梨県	(1) 地元自治会等(当該施設の設置予定地が所在する市町村の長が必要と認めた組、区、町内会、自治会、連合自治会等の住民組織をいう。ただし、当該予定地が市町村の境界に近いときは、隣接市町村の長と協議して設定する住民組織を含む)。 (2) 設置予定地及びその隣接地の地権者 (3) 水利権者等
20	長野県	事業計画書に関係住民の範囲とその根拠を示す。知事と関係市町村長からの意見を受け、決定される。
21	岐阜県	(1) 敷地境界より10m以内の土地について周遊券又は貸借権その他の当該土地を仕様する権利を有するもの。 (2) 以下の地域に居住する住民 ・焼却及びPCB、石綿の処理施設：敷地境界から500m ・最終処分場：敷地境界から500m及び廃棄物運搬車両の走行により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道道路境界から100m ・それ以外の処理施設：敷地境界から200m ・小規模は焼却施設：500m ・焼却以外の小規模施設：100m ・放流水がある場合には放流水が流入する公共用推移域における放流地点から1000m以内の水域 (3) 以上に加え、生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域、
22	静岡県	(1) 産業廃棄物処理施設等を設置する事業場の敷地(以下「計画地」という。)及びその隣接地 (2) 計画地を含む自治会、町内会その他の町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下「自治会等」という。)の区域 (3) 計画地の隣接地を含む自治会等の区域 (4) 生活環境影響調査において、産業廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境への影響が及ぶ範囲であると認められる地域
23	愛知県	知事が定める基準により定める関係地域
25	滋賀県	周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域
26	京都府	(1) 排出ガスを排出するための煙突その他の設備を有する場合はばい煙の最大着地濃度の出現距離の2倍の距離以内の地域 (2) 放流水を排出する場合、当該放流水が流入する公共用水域のうち、当該放流水に係る希釈倍率が100に満たない地域 (3) 以上の他、産業廃棄物処理施設の設置により生活環境に影響が生じるおそれがあると認められた地域
27	大阪府	(1) 計画地及びその隣接地 (2) 計画地が属する自治会の地域 (3) 計画地に隣接して、(2)の自治会とは異なる自治会の地域が存在する場合にあつては、その異なる自治会の地域 (4) 生活環境に影響を及ぼすと予想される地域
28	兵庫県	産業廃棄物処理施設の設置に伴って生活環境に著しい影響を受けると認められる者

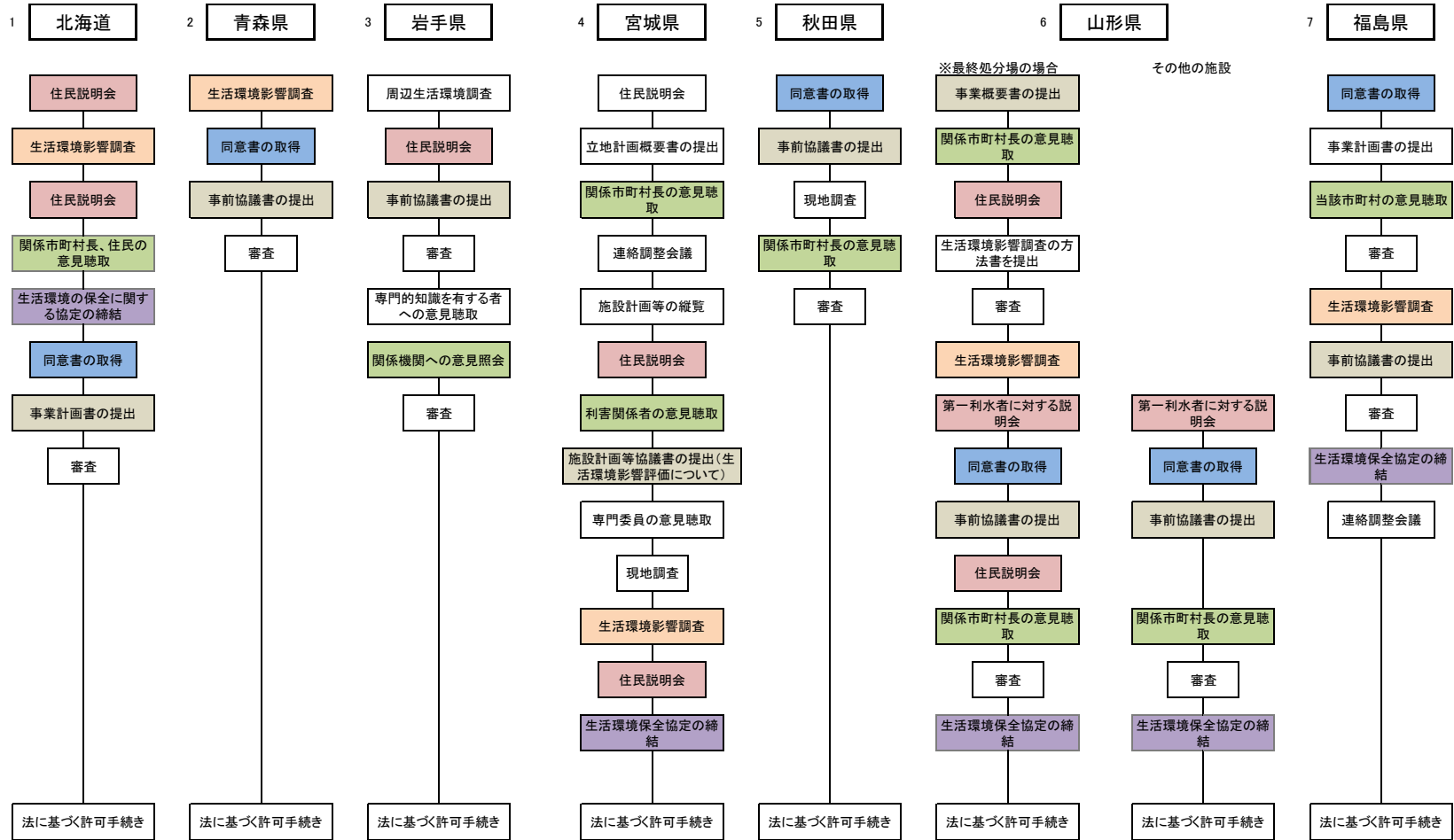
付録 3-3 説明会開催範囲の規定内容(2/2)

No	都道府県	対象範囲
31	鳥取県	(1)積替え保管施設の設置(施設の構造又は規模の変更を含む。以下同じ。)にあつては、当該積替え保管施設の敷地境界から50メートル以内の区域 (2)一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理を行うための施設の設置にあつては、当該中間処理施設の敷地境界から200メートル以内の区域 (3)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する最終処分場の設置にあつては、当該最終処分場の敷地境界から500メートル以内の区域 (4)(3)に規定する区域のほか、次に掲げる区域 ・生活環境影響調査結果書において生活環境の保全上一定の影響があるとされた区域 ・廃棄物処理施設等からの排水が流入する公共用水域における水量が当該廃棄物処理施設等からの排水の量のおおむね100倍となる地点までの区域
32	島根県	「関係市町村及び関係地域」とのみ記載されている
34	広島県	知事が指定する関係地域
35	山口県	産業廃棄物処理施設等の設置に伴い、生活環境に影響を生ずるおそれのある地域として、立地環境調査結果に基づき決定された区域をいう。ただし、産業廃棄物処理施設等の設置場所から当該区域の周縁部までの距離が500mに満たない部分については、当該設置場所から500mまでの区域に居住する者が所属する自治会
40	福岡県	以下の地域に住所を有するもの、農業、林業、漁業に従事する者、事務所又は事業場を有する個人又は法人 (1)廃PCB等、PCB汚染物又は処理物を除く政令7条により定められる焼却施設にあつては、おおむね当該施設内に設置される煙突その他の施設からサツトンの拡散式により算出された硫黄酸化物の最大着地濃度の出現距離以内の地域とし、地形等を勘案して定める。 (2)廃プラスチック類、木くず、がれき類、又はガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設にあつては、当該施設内に設置される産業廃棄物を破碎するための施設からおおむね300m以内の地域とし、地形等を勘案して定める。 (3)安定型最終処分場にあつては、埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するために設置される擁壁又はえん堤等(以下「擁壁等」という。)のうち最も高度の低い位置からおおむね3000m以内の地域とし、地形等を勘案して定める。 (4)管理型最終処分場にあつては、「擁壁等」のうち最も高度の低い位置からおおむね3000m以内の地域及び当該処理施設の排水が排出される公共用水域における低水流量(年間を通じて二百七十五日は、これを下回らない程度の流量をいう。)が排水量の100倍となる地点に至るまでの当該水域の周辺の地域とし、地形等を勘案して定める。 (5)その他の処理施設にあつては、知事が別に定める。 (6)前各号で規定する地域のほか、地形及び処理施設への搬入路の状況等を勘案し、環境調査の結果に基づき、必要な地域を付加することができる。
41	佐賀県	(1)設置予定地の所在する地区 (2)生活環境の保全上の影響が認められる隣接地区 (3)下流に水利権が存在する場合で、生活環境の保全上の影響が認められる地区 (4)その他生活環境の保全上の影響が認められる地区
42	長崎県	事業者と関係市町の長と協議を行い決定する地域
43	熊本県	知事が事業計画書及び関係市町村長の意見を参考にし、処理施設の設置場所の境界から1km以内で関係地域を決定する。
44	大分県	事業者が関係住民を定め、それを知事が審査し、決定する。
45	宮崎県	当該処理施設が設置されることにより生活環境の保全上の影響が及ぶおそれのある関係市町村長及び事前協議者が協議を行った結果を踏まえ、知事が区域を定める。
46	鹿児島県	知事が周知を図る必要があると認める市町村長から生活環境の保全の見地からの意見を聴き、関係地域等を定める。
47	沖縄県	事業者が関係地域を定め、関係市町村長の意見を勘定し、知事が決定する。

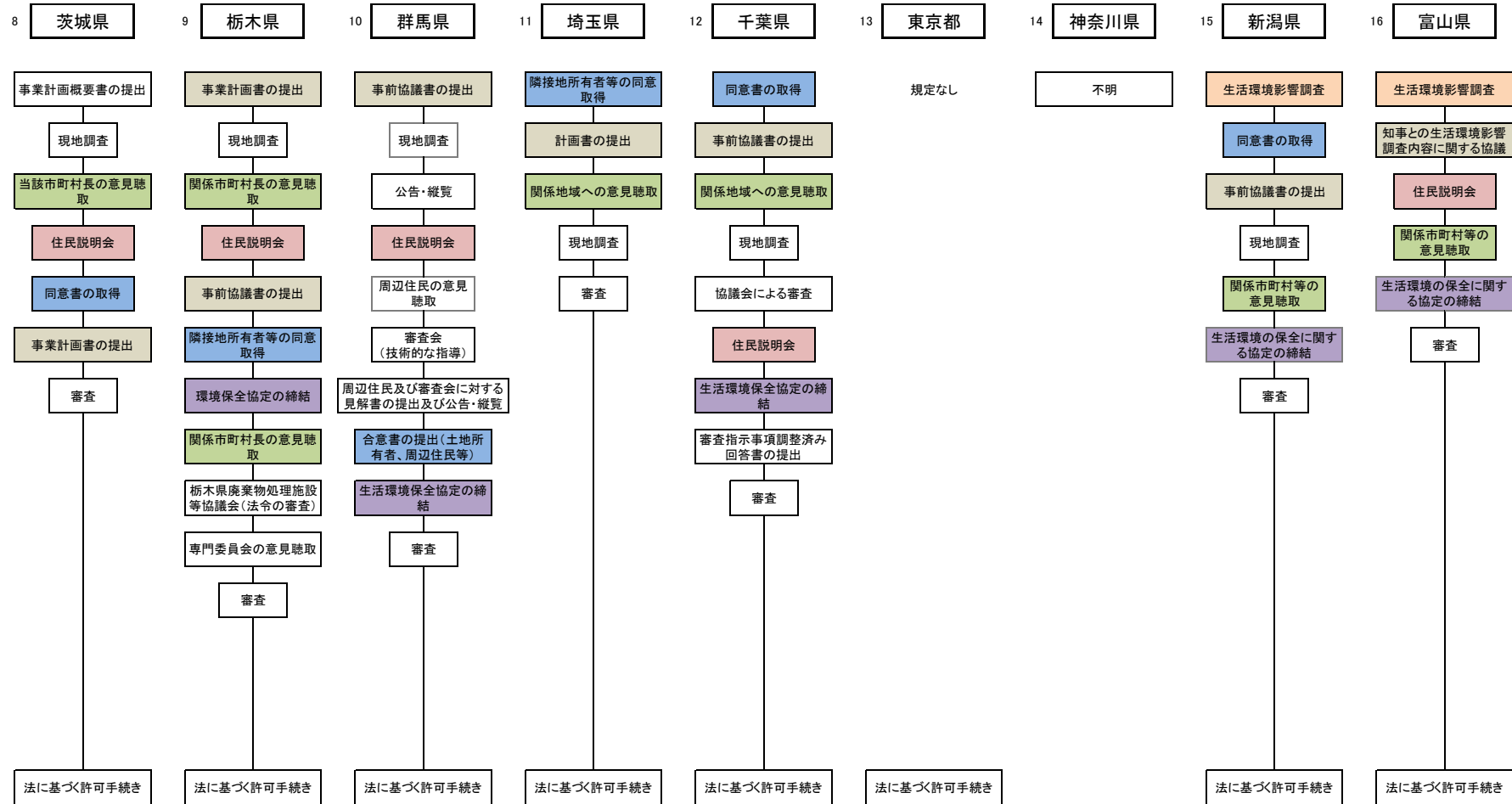
付録 3-4 都道府県ごとの事前手続き内容(1/6)

凡例

必要に応じて行われる手続き

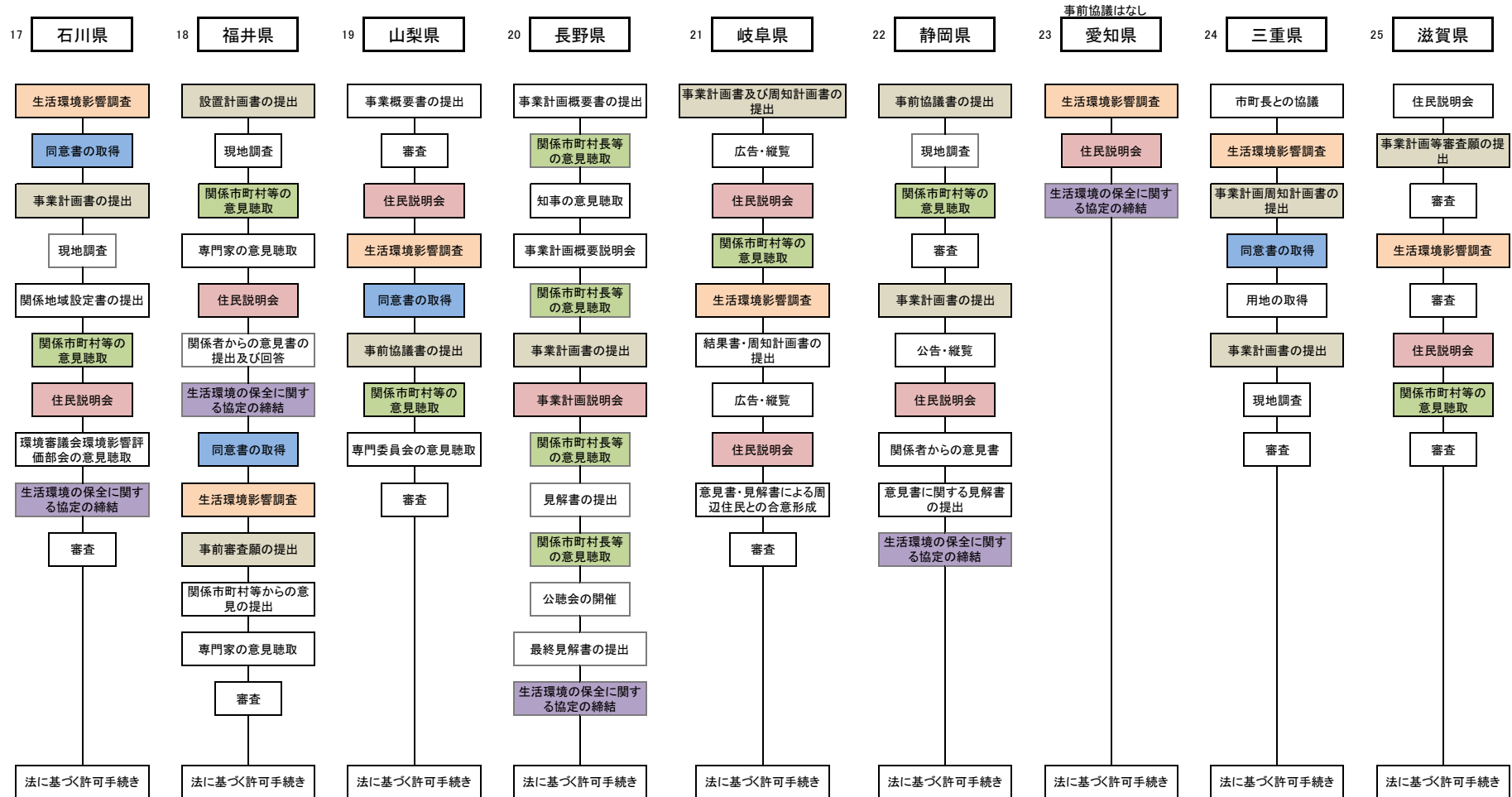


付録 3-4 都道府県ごとの事前手続き内容(2/6)

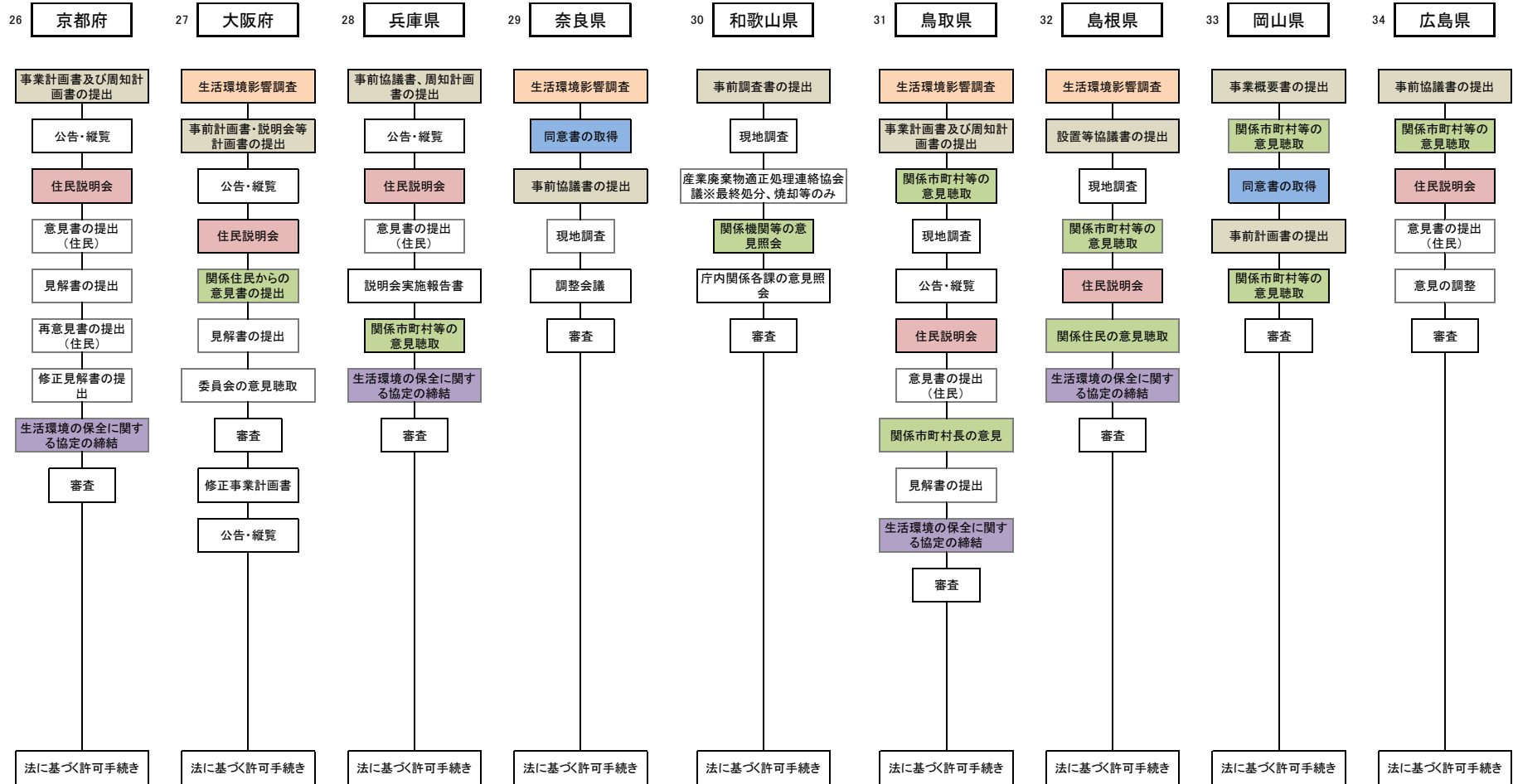




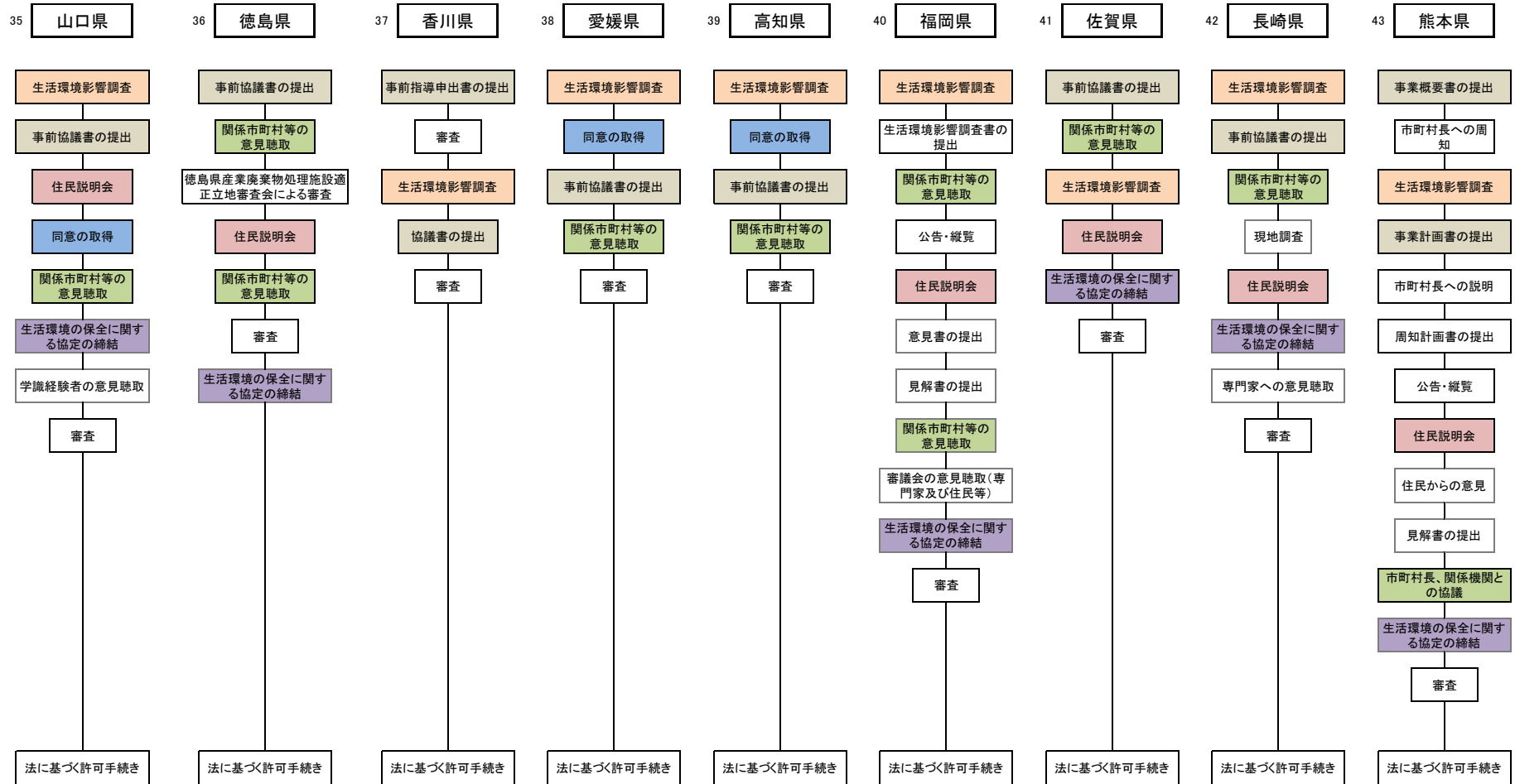
付録 3-4 都道府県ごとの事前手続き内容(3/6)



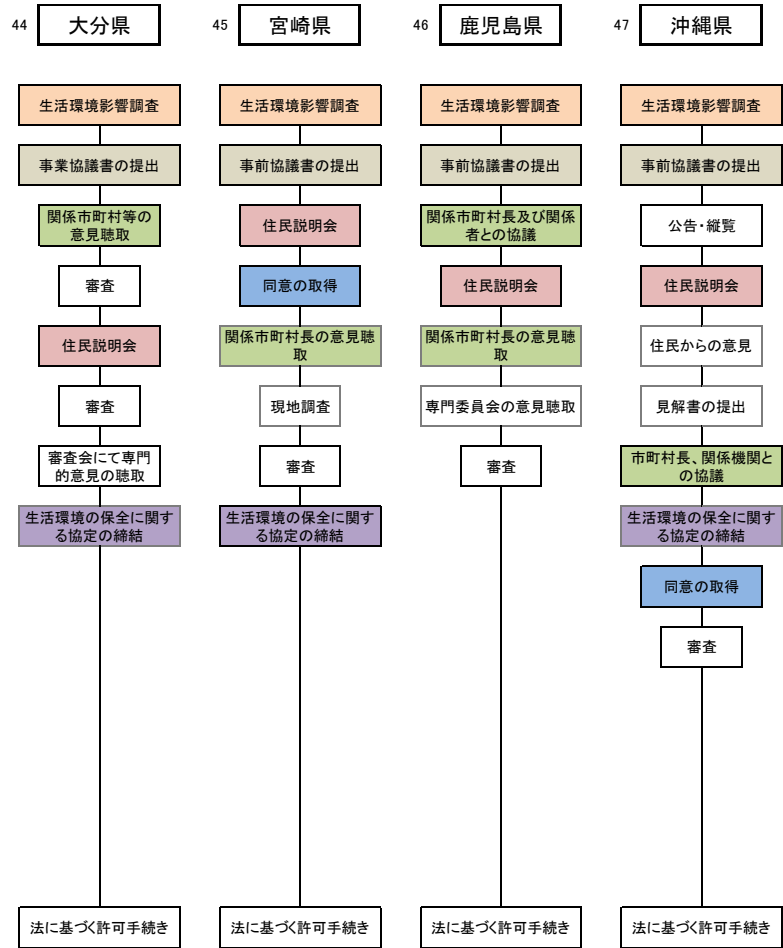
付録 3-4 都道府県ごとの事前手続き内容(4/6)



付録 3-4 都道府県ごとの事前手続き内容(5/6)



付録 3-4 都道府県ごとの事前手続き内容(6/6)





付録 3-5 アンケート回答用紙(2/3)

2-3 住民説明会について伺います（手続きに含まれる場合にお答えください）

対象者の範囲について伺います

施設からの距離による場合は、その距離と対象人数をお答え下さい

距離:	m以内	対象人数:	人
-----	-----	-------	---

地域による場合は、対象となった地域の種類(行政区など)と人数をお答え下さい

1.行政区	2.自治会	3.その他( )	
地域数:	箇所	対象人数:	人

説明会の実施回数と参加人数を(どちらも合計で)お答え下さい

実施回数:	回	参加人数:	人
-------	---	-------	---

2-4 同意書の取得について伺います（手続きに含まれる場合にお答えください）

条例、要綱等で定められた同意の取得対象についてお答え下さい(複数回答)

1.周辺住民	2.排水放流先の水利権者等	3.搬入道路の管理者
4.搬入道路に隣接する住民(1.周辺住民を除く)	5.その他( )	

前問の“1.周辺住民”の同意取得対象範囲について伺います

施設からの距離による場合は、距離、対象人数をお答え下さい

距離:	m以内	対象人数:	人
-----	-----	-------	---

条例等で定められた同意取得の割合をお答え下さい

1.全員(100%)	2. 4/5	3. 2/3	4. その他( )
------------	--------	--------	-----------

地域による場合は、対象となった地域の種類と数、人数をお答え下さい

1.行政区	2.自治会	3.その他( )	
地域数:	箇所	対象人数:	人

実際に取得した同意数をお答え下さい

地域数:	箇所	人数:	人
------	----	-----	---

3. 事前協議の前に行なわれる自治体との「事前相談」について

事前相談の有無について○をつけてお答え下さい。有の場合には開始、終了年月もお答え下さい

1.無	
2.有	→ 開始 年月      終了 年月

4. 事前協議に要した手続きで最も苦労した点についてお答え下さい

(例: 同意書の取得に○か月かかった。事前相談に○年かかった, など)

付録 3-5 アンケート回答用紙(3/3)

5. 回答いただいた方のお名前、ご連絡先等の記入をお願いします。

回答者名	
会社名・部署	
電話番号	
メールアドレス	

回答方法

アンケート用紙に記入の上、メールでご回答ください。

送付先メールアドレス fujiwara@wdlms2-sw.eng.hokudai.ac.jp

Faxでも結構です。( Fax 011-706-6830 )

回答期限

**2015年12月7日(月)**

連絡・問い合わせ先

北海道大学大学院工学研究院環境創生工学部門

廃棄物処理工学研究室 松藤敏彦

連絡担当 藤原孝(修士2年)

電話:011-706-6830

Email: fujiwara@wdlms2-sw.eng.hokudai.ac.jp

**アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。**

電話あるいはメールで、より詳しい内容を伺う可能性があります。ご協力をお願い致します。